

午前 10 時 8 分 開会

議長（重里 勉君） おはようございます。ただいまから平成 7 年第 3 回泉南市議会定例会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本定例会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 19 番 藪野 勤君、20 番 松本雪美君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 9 月 25 日から 9 月 28 日までの 4 日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（重里 勉君） ただいまの議長の宣告に対し、御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 9 月 25 日から 9 月 28 日までの 4 日間と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって会期は、本日より 4 日間とすることに可決されました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。向井市長。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成 7 年第 3 回定例会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

さて、日本の新しい玄関口として本市沖合に誕生いたしました関西国際空港は、去る 9 月 4 日に開港 1 周年を迎えました。この間、大きなトラブルもなく、就航便数や利用客は着実に増加し、世界の国々との距離を縮めるとともに、国内各地域との新たな交流をもたらしつつあり、まずは順調な滑り出しを切れたのではないかと評価しているところでございます。ま

た、この8月には第7次空港整備5カ年計画の中間取りまとめで2期工事の早期着工が盛り込まれたところでございます。

このように開港1周年を新たな飛躍のときとして迎えることができましたのも、議員各位並びに関係皆様の御尽力のたまものと深く敬意を表しますとともに、本市のさらなる発展を目指し、水、緑、夢あふれる生活創造都市の実現に向けて決意を新たにいたしているところでございますので、今後とも格段の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今議会には報告案件2件と泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案30件、さらに追加議案4件を提案させていただいておりますので、議員各位におかれましてはよろしく御審議を賜り、御承認を賜りますようお願い申し上げます、あいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 次に、日程第3、一般質問を議題といたします。

この際申し上げます。本定例会における一般質問の各質問者の持ち時間については、その答弁も含め1人1時間といたします。なお、質問順位につきましては、抽せん順序といたします。

これより順次一般質問を許可いたします。

まず、初めに2番 中野吉次君の質問を許可いたします。中野君。

2番（中野吉次君） 皆さん、おはようございます。青山会の中野吉次でございます。議長のお許しを得ましたので、平成7年第3回定例会に当たり、予告のとおり一般質問を行います。

その前に、去る9月22日に自由民主党総裁選が今までにない共同記者会見を皮切りに、気迫に満ちた政策論争を展開した上で、郵便はがきによる黨員、党友投票と国会議員投票が合算され、過半数を得た橋本龍太郎氏が総裁となられ、これで自由民主党も景気回復、信頼回復、安心回復をして責任ある政権政党として自信回復に期待しながら、4点にわたり質問を行います。

まず、1点目の駅前再開発についてであります。この問題の抱えている一番重要な課題は、景気低迷に苦しんでおる経済情勢だと思います。商業環境を見ても、以前のどこにもあるような大型商業を中心とした核づくりは不可能ではないか。そのような中で、地域の特性に応じた独自の特色ある計画、事業手法は今再検討すべき状況になっているのではないか。こ

のような状況の中、地元の意見をも踏まえて事業化の方針を考え出すことは確かに時間がかかる。けれども、一方では地元の協力なしでできないのも事実である。そうしたことから、まちづくりを考えていく上では長期的に将来の方向性を見据えながら、まちづくりの促進にできる限りの手法を先手先手と尽くしていくことが必要であると考えます。

このような観点から、3つの項目についてお伺いいたします。

1つ目としては、南海樽井駅の急行停車であります。

急行の停車は、例えば尾崎と比較してみても、駅前の発展にもたらす効果は大きいものと思います。鉄道側にとっては、相当の利用の数が見込まれないとそう簡単には急行停車はできないであろうし、また鉄道事業上のいろいろの制約もあると察するけれども、例えば樽井駅、尾崎駅と連続して急行停車することが難しいのなら、男里川の鉄橋の上に新駅を設置すれば、阪南市側の利用も図れた上、樽井への急行停車も考えやすいのではないかと。また、泉南市駅と改名することなども市の海側の都市核としてはあってもいいのではないかと。一例ではありますが、このように柔軟な発想をもって鉄道側との協議に望むのも大切であろうと思います。

このようなことを踏まえ、急行が停車することによりまちの発展が考えられることから、急行停車のまちづくりにはお互いに相乗効果をもたらす関係があると考えます。樽井駅の急行停車について、鉄道側との協議など市はどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

2つ目に、駅前整備を行っていく上では、やはり地元の機運というものが大変重要だと思えます。市においては、現在の経済情勢や地元の合意形勢なども難しい課題を抱えて、また街づくり協議会等と検討を行っていることは承知をしているけれども、なかなか目に見えてこないことから、権利者だけでは駅周辺の地元の機運というものがなかなか盛り上がらない状態にあるのではないかと。思います。

一方では、再開発の中でも駅前広場などの公共施設が最も重要であると思えます。しかし、現在の駅前は狭くて、また歩道もない状態であることから、例えば歩道の拡幅用地や仮の小さな駅前広場的なものも先行取得等も交えて可能な範囲で地元の目に見える形で整備していくことなども効果のある1つの手法ではないかと。思います。ただし、それには本来の再開発事業の計画につながることや、地元機運の盛り上がりにつながっていくこ

とが大切とも考えます。これに限らず、地元の機運が盛り上がるのに何か効果的にPRを行っていくこともこの時期には特に必要と考えます。市はどのように考えるか、お伺いいたします。

3つ目といたしましては、計画の見直しについてを質問いたします。

まちづくりには時間がかかることは確かかもしれないけれども、長期的な将来計画を地元住民に示すことは、住民にとって市の姿勢がよくわかり、それにより住民がまちづくりを意識して機運を盛り上げることに繋がっていくことと思います。

そういったことから、計画を市民に提示していくことが必要と思いますが、それにはやはり実情を踏まえた具体性がないと市民にはわかりにくいと考えます。例えば、樽井駅前に関しては、駅の山側と海側でそれぞれ過去に絵を書いているものと思いますけれども、それは年月もたっているのではないかと思います。今では空港も開港して1年以上たち、空港関連道路等もかなり進んできております。りんくうタウンにとっては分譲地の契約状況は余りよくないようだけれども、当時に比べればかなり臨海側の発展が見えてきております。片や樽井駅周辺は、いろいろな事情があると思うけれども、実際はなかなか見えてこない。

このような状況から考えても、今現在の中で樽井駅周辺の計画について、臨海部も念頭に入れて大きな視野で組み立て直してもいい時期に来ているのではないかと思います。市はどのように考えておるのか、お伺いいたします。

2点目は、墓地公園構想及び火葬場問題についてお伺いいたします。

この問題につきましては、平成6年第4回定例会でも一般質問で取り上げました。そして、平成2年の墓地公園構想調査報告書も読み、また財政事情もわかっての質問であります。泉南市民の生活に必要な都市施設として、定住性を保障し、また2001年の8万都市をつくるに当たり、高齢化社会の中で増加し続ける墓所の需要に対応すべき極めて重要な施策であります。そこで、市はどのように考えているのか、お伺いいたします。そして、この計画はまだ遠い未来であるとするならば、広域行政からの柔軟な発想の中での見地からお伺いいたします。

次に、既設施設の改修についてであります。

泉南市には樽井及び西信達火葬場の2カ所がありますが、両施設とも古

く、いつ災害で壊れるかもわかりません。また、環境重視からも問題があり、これをどのようにするのか、お伺いいたします。

次に、教育問題の進路指導についてであります。

泉南市では入学式や卒業式あるいは成人式等で国旗、国歌を用いないのはなぜですか、お伺いいたします。私の考えは、教育とはまず愛情からだと思えます。家族愛から始まり愛国心に至るまで、すべて教育は愛情を持って指導していかなければならないと思えます。また、これからの日本を支えていく少年少女をどのようにして教育をするか、原点を教えてください。自己中心に考えることよりも、まず世のため人のためと教えられた時代は古い時代ですか。少なくとも道徳、人道を踏み外さず守ることを教えることが教育だと思っております。したがって、大きな意味での進路指導について、教育委員会として学校現場の指導状況はどのようにしているのか、お伺いいたします。

また、進路指導について教育委員会事務局としての考え方もあわせてお伺いいたします。例えば、生徒や保護者の声によると、希望校を受験させてもらえないとのこと。私がある私学について調べた結果、過去に何度か事前相談に来たが、ことごとくバツをつけられたとのこと。それはなぜかということ、現在の私学は年々レベルを上げてきていますが、中学校側は昔のレベルのイメージで受験生を送ってくる。しかし、中学校は現在のレベルを調べず、生徒をとってもらえないと勘違いし、次の年からはその学校を希望する生徒がいても受験させてもらえないと言っております。そこで、現在の進路指導の現状はどのようになっているのか、お伺いいたします。

終わりに、雄信公民館改築問題についてお伺いいたします。

雄信公民館は、現在公民館活動ができないような施設だということは周知していただいていると思えますが、一向に進展しない。男里区民を初め雄信の住民が今か今かと待ち望んでおります。そこで、雄信公民館土地借上料は年間1万6,000円、ほか地区の公共施設では平米当たり幾らで借り上げているのか、資料をお出しくください。これは後でもよろしいです。余りにも不公平きわまる限りであります。このような行政でいいのですか。権力で行政をつかさどるのであれば、私もこれから考えを変えていかなければならないと思えます。その点を懇切丁寧に説明をお願いいたします。そして、進捗状況とこれからどのように取り組んでいかれるのか、あわせ

てお伺いいたします。

以上、演壇からの質問を終わります。答弁次第では自席から再質問をさせていただきます。

議長（重里 勉君） ただいまの中野議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から広域行政の観点からの御質問にお答えを申し上げます。

今日、行政を取り巻く環境はますます厳しさと複雑さを増しており、とりわけ行政需要は増加の一途をたどっているのが現状でございます。こうした中で、各自治体レベルにおいて事務事業をすべて処理し、こたえていくいわゆるフルセット主義は、今後難しい時代になりつつあると考えております。

したがって、行政能力を強化し、広範な事務を効率的に処理していくためには、行政間の広域的な取り組みが必要であることは認識しております。また、泉南地域広域行政推進協議会におきましても、岸和田市以南の市町が広域行政のあり方について検討を進めているところでございます。

本市におきましては、現在、下水処理事務及び清掃事務について、近隣市町と共同で事務を運営しておりますが、御指摘の墓地公園等につきましては、隣接市において既に設置あるいは大規模霊園がつけられているのが現状でございますので、現在のところ本市独自で設置すべく、いろいろ調査を進めてまいってきているところでございます。

その他については、担当部局よりお答えを申し上げます。

議長（重里 勉君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 樽井駅前再開発の中での樽井駅急行停車問題につきまして御答弁させていただきます。

樽井駅の急行停車につきましては、利用者の方々の強い願いでありますとともに、本市海側の都市核としての樽井駅周辺の発展と今後のりんくうタウンの整備に伴います利便性の向上等をかんがみました場合、ぜひとも急行停車が必要と考えております。議員御指摘のように、急行停車とまちづくりは相互関係があるわけございまして、電鉄に対しましては今までも適宜要望活動を行ってきておりますが、今後とも継続的に要望していきたいと思っております。

それと、行政といたしましては、やはりそれなりの知恵が必要じゃないかと。これは私の考えでありますけれども、最初から全面的な急行停車というのは無理といたしましても、各種イベントを行うとか、そういうときに臨時停車をしていくとか、そういうふうな1つ1つの実績づくりということも今後とも大事じゃないかと、そういうふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 中野議員の駅前広場の先行取得用地の利用等についてでございますけれども、樽井駅前につきましては、第3次泉南市総合計画において都市核として位置づけ、地元街づくり協議会とともに取り組んできたところでございますけれども、事業を取り巻く課題も大変多く、また地区内の合意形成に時間を要しており、次の段階に進めていないのが実情でございます。

本市といたしましても、引き続き事業化に向けた方策を早期に打ち出すべく、地元とともに取り組むことと考えておりますが、なかなか前へ進まない現在の状況の中、地元へのPRも含め、地元の機運の盛り上がりにつながるような方策も今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、計画の見直しの関係でございますけれども、樽井駅周辺地区として駅の海側、山側につきましては、昭和62年度に同地区地区再生計画策定調査を行っております。その後時間も経過しており、りんくうタウンの状況や空港関連道路等の進捗あるいは駅前再開発の進まない状況等、現在の状況を加味する必要も生じて来ていることと考えられますので、今後街づくり協議会等の皆さん方とともに検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（重里 勉君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 墓地公園構想と既設の火葬場改修についてお答えいたします。

火葬場及び斎場等の運用は広域行政でできないものかという質問でありましたが、今の他市との関係は、本市の火葬場が修繕のため火葬できなくなった場合に限り火葬場の使用を依頼しているところでございます。本市

では、火葬場及び斎場の整備につきまして、今後も本市独自の墓地公園構想と一体となった施設として取り組んでまいりたいと考えております。

また、既設施設の修繕につきましては、樽井火葬場及び焼香場も築後かなり年数を経過し、施設自体も古くなり、地域住民の皆様より抜本的な解決を望まれているところでございます。当火葬場施設の修繕等施設の改善に努力してまいりますので、よろしく申し上げます。なお、西信火葬場については、同じく築後かなり年数も経過し、施設も古く、今年度において修繕をいたしましたので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

次に、墓地公園の進捗状況でございますが、平成2年に作成しました泉南市墓地公園構想調査報告書に基づき4候補地につきまして泉南市墓地公園構想検討委員会を発足させ、現在まで7回に及ぶ討議を重ねてまいりましたが、本年度におきましては、5年を経過していることもあり、再度詳細かつ具体的な検討を加え、候補地を絞り込むべく鋭意努力をしております。

なお、本業務は極めて高度な知識と技術を要することから、専門業者に委託し、現在各種法規制状況及び上位計画、先行計画等の資料収集を行っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（重里 勉君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） 中野議員さんの進路指導についてのお尋ねについてお答えを申し上げます。

先ほど御質問をいただきました国旗、国歌あるいは道徳、こういったようなことでの御指摘をいただきましたのは、要は子供一人一人をどうしっかりと育てて、そのことが進路指導へどうつながっていくのかといったことのお尋ねであろうかと思えます。

まず入学式、卒業式、こういったところでの学校現場での国旗、国歌の扱い、これは学習指導要領におきまして現在ある法的な義務づけと申しますか、そういった形の中で今学校現場を指導してまいっておるところであります。現状の中で見てみますと、やはり子供たちにも日本の国旗、国歌のありよう、この辺を今は中心的には行事を通じまして指導していき、その中で教科との関連でも日常的に指導してまいっておるといような現状でございます。

それから、道徳教育の問題につきましても、この問題につきましては、

当然教科の中に位置づけた問題と、それからこれは学校行事も含めましての全教育活動の中で扱う必要もあろうかと、かように考えておるところであります。当然このためには道德教育の目標がございます。それと各学校での子供の実態を踏まえた上での年間指導計画、こういったものも私どもに提出をさしておりますので、順次当然道德教育の目的といたしますところ、日常の教育活動を通じて指導してまいっておると、こういった現状であろうかと思えます。

そこで、進路指導のお尋ねでありますけれども、現在、進路指導、確かに皆さん方に随分と御心配をいただいております。そういった中で、今進路指導は大きく4つの点で変えていこうと。

まずその1つにつきましては、従来学校の選択と、こういったところからやはり進路を選択することが生きることへの生き方と、こういったことの指導へと、より子供たちの生き方への指導へと、これへ転換を図っている。

2つ目につきましては、従来は進学可能な進路指導でありましたけれども、これから子供たちが進学したい学校、自分はどのような方向の学校へ、またどのような進路をとっていきたいのか。こういったことを中心的に転換を図っている。

第3点目は、100%の合格可能な指導と申しますか、そういったものから、今度は子供たちの意欲あるいは努力を重視するような、こういった進路指導。従来一時社会問題化いたしましたせっかく希望を持って進路をとりましたのに、途中で断念すると、こういったことも社会問題化した時期がございます。そういったことから、子供たちの内的なものをどう揺り動かしていくのか。こういった指導へと転換を図っている。

第4点目には、教師選択、教師が子供の進路を選択するというよりは、やはり生徒あるいは保護者の皆さん方の選択希望を生かしていくと。

こういったような切りかえへと図っているということが、今の進路指導の方向でございます。とは申しましても、それでは完全に今申し上げました4点が定着し切れてるのかと、こういった問題があるわけでありまして、その意味では今進路を直前にしております子供たちの日常の学力状況、あるいは進路実態、また希望、当然その中では保護者の方にも入っていただいて、三者懇談といえますか、子供、保護者、学校と、こういった

形の中で、より子供たちの希望に基づく進路をとっていくと。この方向は変わりがなかろうというふうに考えてございます。

先ほど先生から御指摘のありました、ある進路をとる場合に、学校からその希望をかなえてもらえなかったというようなことも先ほどお聞かせをいただいたわけでありまして。しかし、私どもが聞いております現状の中では、より子供たちの希望へ進路の転換を図っていったおるわけでありまして。ただ、こういった実態があるとすれば、これは子供たちの不利益に戻してはならんと、こういったこともございますので、私どもといたしましては、この辺やっぱり子供たちが割り切れない気持ちで進路をとっていくと、こういったことのないように学校現場等とも事情も聞きながら今後指導してまいりたいと、かように考えてございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

議長（重里 勉君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 中野議員さん御質問の雄信達公民館の件についてお答えいたします。

御指摘のように雄信の公民館につきましては、男里区の御厚意によりましてわずかばかりの借地料でお借りをして39年間たったわけでございます。当初の建設につきましては、支所的な建物であったということで、公民館としての機能は果たしておらないのは残念なところでございます。

現在、建築の規模とか面積につきましては、現在地では狭隘でございますし、接道の問題とかいろいろな問題がございますので、他の地に移転、新築することが望ましいということも検討いたしておるところでございます。現在は建てかえにつきましては、改築委員会が発足されまして、地域のほぼ中心である双子池、あるいはその近隣地が一般に地域で納得のいく位置であろうという御協議もいただいて、承知もさせていただいております。

今後、さらに建築候補地につきましては、地元とよく御相談申し上げます。一日も早い建設のめどが立つよう諸問題の解決について努力をいたしたいというところでございます。今後ともよろしく御指導も賜りますようお願いいたします。

議長（重里 勉君） 中野君。

2番（中野吉次君） それでは、駅前再開発事業の見直し等について1点再

質問をさせていただきます。

先ほどいただいた答弁では、樽井駅周辺の計画見直しの必要性について検討いただくとのことですが、計画を考えていく上では、最終形の計画図をつくることも大切であろうと思いますが、昨今の状況ではなかなか一度にできるものではないと思います。それには地元意向や事業環境も踏まえ、駅前再開発のような大型プロジェクトについては、段階的にやっていくようなことも重要だと考えます。そういったことから、最終計画に至るまでの現実に向けた事業の実施についていく計画も、その計画の中に盛り込んでいくことが地元にも理解しやすく、また機運の盛り上がりにつながると思われ、重要なことと考えております。

また、和泉砂川駅前再開発についても、現在事業化方針の再構築を行っていると聞いておりますが、それも同様に段階的にでも事業実施に向けた計画がわかるような再構築を実施していただきたいと考えております。

このように地元へPRするような計画については、段階的整備など事業実施に向けた手順がわかるような計画づくりをお願いしたいと考えていますが、この点について市の考え方を伺いたします。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 中野議員さんの質問の趣旨は、計画づくりの上での提案というふうに受け取っておるんですけれども、本市といたしましては、現在の社会経済情勢など再開発を取り巻く環境というのが非常に厳しい状況でございます。商業面でいいますと、商業再開発ビルの中の床構成を考えてみましても、大型商業店舗の進出意欲というのは非常に厳しい状況になっているということで、一度に事業費を生み出すための床処分等は難しい状況でございます。さらに、地元の意向もございまして、市の財政状況などもございまして、できることから実施するなどの段階的な整備の検討も必要になってこようかと思っております。

今後、計画づくりの上で議員の意見も参考とさせていただきます。街づくり協議会の皆さん方と相談をしながら事業に向けての取り組みに進んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

議長（重里 勉君） 中野君。

2番（中野吉次君） その駅前開発のいわゆる総合的な計画の中で、第1期

工事、2期工事、3期工事というような区割りをして考えてもらいたい。そして、それに対する全体的な構想の計画、いわゆる構想図ですね。そういうふうなものを駅前に掲げて、今現在泉南市の役所の前にあるような南ルート看板ですね。そういうふうなわかるような看板、絵をかいてもらって、住民のPRに当たっていただきたい。また、住民がそれを理解して事業の推進に役立つと思いますので、その辺どういうふうな——絵をかくということを持っておるんかどうか、そこらをひとつよろしく頼みます。

副議長（市道貞二君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 再度のお尋ねでございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、現在の社会経済情勢で大変事業環境が厳しくなっているという状況で、改めて街づくり協議会等の皆さん方と全体の計画の中でどのようにするかということも今後検討していかなければならないというふうに考えておりますし、それができた段階でどういう事業の進め方をするかということは、それは街づくり協議会の方の意向、また市の財政状況、国庫補助の状況等もございまして、その辺は今後十分話し合いをして進めていくということでございまして、議員御指摘のPRの面についても、今後その中で検討させていただきたいというふうに考えております。

副議長（市道貞二君） 中野議員。

2番（中野吉次君） わかりました。

そしたら次に行かさせていただきます。市長の答弁の中で、広域行政で組合立でやっておるのは南部下水と清掃組合、また隔離病棟もあります。そういうふうなものを組合立でやっておる。それを考えてみたら、阪南市にあってうちにはない、うちにあつて阪南市にないというようなものがあるんで、それを合体して考えていけば、お互いに財政面でも非常に助かるんじゃないか。そういうふうに私は思います。それは意見として言うときます。

火葬場の問題ですけども、調査費がついておりますね。その調査費70万ついておるということ聞いておりますけれども、その調査費でどこまで改修されるのか。周辺整備だけじゃなしに、施設そのものの中身を公害の面も含めて改修してもらいたいな、かように思っております。その辺はどうですか。

副議長（市道貞二君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えいたします。

今第3回の定例会において70万円設計委託をお願いしているわけがございます。その内容につきましては、先ほども答弁いたしましたように、樽井火葬場はかなり年数もたっており傷んでますので、その分についての雨漏りとか壁とか、本体の炉については今回の分には入っておりません。よろしく申し上げます。

副議長（市道貞二君） 中野議員。

2番（中野吉次君） 今回の分に入っていないということですね。これから改修工事、徐々に使いやすいような改修をやっていってくれるんですか。相当予算もかかるとは思いますけれども、せめてもう少しきれいな火葬場に、それが市民の願いですので、その点どうですか。

副議長（市道貞二君） 竹中部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 先ほどお答えさしていただきましたように、壁とか雨漏り、それに床ですか、その辺が傷んでます。その分を修理さしてもらって、今よりかかなりよくなると思います。火葬場の本体については、今回入っていないというのは、墓地公園構想がございますので、その分も検討の中に一緒に加えさしていただきたいと、かように思っておりますので、よろしく申し上げます。

副議長（市道貞二君） 中野議員。

2番（中野吉次君） その墓地公園構想というのは、相当かかるとは思いますよ。候補地を1つに絞り込んで、それから計画決定を打って、それを事業化に向けてやっていくのには相当な年月がかかるんで、それまでの間でも今の既存施設できれいに、今の状態わかっておりますわね。ああいうふうな状態じゃなしに、もう少しきれいなやり方、樽井の住民さんとも、役員さんとも話し合いの上、改修をしていただきたいと。これは意見とさせていただきます。

もう時間も余りございませんので、もう言うことがありませんので、一般質問をこれで終わります。

副議長（市道貞二君） 以上で中野議員の質問を終結いたします。

次に、20番 松本雪美君の質問を許可いたします。松本議員。

20番（松本雪美君） 皆さんおはようございます。日本共産党の松本雪美でございます。1995年第3回定例会におきまして一般質問をいたしま

す。

さて、ことしは例年になく酷暑の夏でありました。夏も終わりましたが、50年目の終戦日から約1カ月余りがたちました。この間、許せない非道な事件が幾つか起こりました。特に、女性の立場から怒りの声を発したいと思います。

その1つには、9月の4日、沖縄で小学生の少女が口にガムテープを張りつけられて3人のアメリカ兵によって暴行された事件。9月15日は、長崎に入港したアメリカの第七艦隊の揚陸指揮艦の乗組員の兵曹がこれまた女子小学生にわいせつ行為をしたという、この非道なニュースが流れてきました。

このことに対して、沖縄でも長崎でも県民ぐるみの怒りの声が発せられ、いたいけない少女への計画的な蛮行であり、そして占領意識丸出しの犯罪行為だとの抗議の運動が広がっています。特に許せないのは、犯人の身柄を日本側に引き渡しを要求したのにもかかわらず、村山内閣は捜査には影響はしないと答えるなど、これらの事件に対して一国のあるじとして無責任な態度をとったことは許せないものであります。

日本は、安保条約のもとで140カ所ものアメリカの基地として大切な国土をアメリカに与えてきました。そして、今日まで基地の周辺の住民は、演習の流れ弾に当たって死亡したり、米兵の婦女暴行などの事件なども頻繁に起こされ、毎日不安な生活を強いられてきました。沖縄だけでも戦後から昨年までに何と4,700件もの事件が起こったといえますから、驚くべき数であります。何の罪もない女性や子供たちが、安保条約を許してきたことで犠牲になったのであります。

私は、女性として、子供を持つ母親としても、日本国民の命と財産を守り平和を守るために、不平等な地位協定を強いられている安保条約の廃棄こそが何よりも平和の道であり、日本国民の命と財産を守るための重要なことであると考えています。戦争のたびに、また戦後も犠牲になってきた女性や子供の立場から、安保条約廃棄を心の底から訴えるものであります。

さて、9月15日に採択された第4回世界女性会議の北京宣言でも、これらの事件を受けて、あらゆる形態の女性差別を撤廃し、平等、地位向上のため必要な手段をとることを呼びかけられたことを期待するものであります。

そしてもう1つ、我慢のならない出来事が起こりました。世界中の人々が声を大きくして反対をしたというのに、中国とフランスが核実験を強行したことであります。核兵器は人類史上の最も残虐な大量殺りく兵器であります。許せないのは、中国もフランスも核攻撃に対する自衛のため核開発を行うとか、信頼できる確実な抑止力などと、核実験強行の合理化をして核抑止論を振りまいていることであります。日本は、ただ1つの被爆国であります。この50年間被爆者たちはどんなにか苦しい生き地獄を味わってきたことか。同じ過ちを二度と繰り返さないためにも、すべての核兵器を完全になくすまでと日本原水協に加わった多くの人たち、団体、皆さんが広島、長崎からのアピール宣言の署名、核廃絶の運動に取り組んで、今やこのことは世界じゅうの大きなうねりとなっているではありませんか。私たちもこのような運動に参加するとともに、泉南市としても平和の追求の手を緩めないで市政上の重要な課題として今後取り組んでほしいと思います。

さて、このようなアメリカ兵の少女暴行、わいせつ事件、中国、フランスの核実験、このニュースがマスコミから流れてきた同時期に、中国北京では第4回国連世界女性会議が開かれました。第1回のメキシコ会議から20年目であります。女子差別撤廃条約、世界人権宣言会議、人口開発会議などの論議を受けて、今後5年間の行動綱領が採択されました。

特徴的なことは、1、役割分担は認めない男女平等こそ公平な社会を築くただ1つの道であること、2、パートなどの不安労働者の労働条件や社会保障の保護、多国籍企業などが国内の法律を守ること、3、家事労働の調査統計を実施して、職場と家庭の両立をさせる措置の実行、4、家庭、職場、地域などあらゆる形態の女性への暴力に対する処罰の強化など、何と350項目にも及ぶ中身でありました。2000年までの間にすべての機関を通してこれらの行動綱領を充実していこうということを世界中で呼びかけられたのであります。

しかしながら、今回残念なことに世界中の人々の平和への願いが余りにも軽視されたことであります。アメリカに支持されたフランス、イギリスなど欧州連合、EUによって核兵器廃絶の文言が行動綱領から削除されました。世界中の軍事費にかかる費用の見直しなど、核軍縮に関心がないどころか、核兵器を依然として力と国家的威信の道具と考えていることのあ

らわれであること。そして、それは戦争や安全保障問題は女が口に出すものではないという根強い考え方と、軍需産業の利益を求める勢力があることの証明でもあったのではないのでしょうか。第4回世界女性会議への参加者からは、平和の課題を軽視させるこのような結果になったことを怒りとして大きく発せられました。今後女性自身をもっと声を上げて、あらゆる場で核廃絶の運動を広げていかねばならないと参加者一同がかたく意思を確かめ合ったということでもあります。

私は、いつも差別を受け弱い立場で強いられている世界中の女性たちが立ち上がり行動することが世界の平和への近道であることを確信して、この泉南市でも平和があってこそ市民の暮らしを守ることができる。女性がいかにしたら自立し、母性保護を忘れずに真の男女平等な立場で、また子供たちを守っていけるのかなどなどについて、市政の運営について質問したいと思います。

大綱1点目は、国連世界女性会議を受けて、この泉南市での女性問題の行動計画として策定された泉南女性プランであります。施策の方向が示されたのですが、プランづくりを担当された皆さんの努力というのは大変なものであったと思いますが、どのようなことを基本に置かれて作成されたのか。そして、今後この泉南市で2001年を目標にして年次計画として具体的に実施計画をつくっていこうということですが、その方向について教えてください。

大綱2点目は、教育行政です。

その1つは、公民館の運営にかかわって生涯学習の場である公民館が市民にとって最も利用しやすい場所であり、学習の場であり、公共の福祉を守る場でもあります。学習した人たちが披露の場となるような、そうした運営もしてほしいと思っておりますが、そのために指導者としての社会教育指導主事の資格を得ている公民館の職員の配置、そして事業内容の充実、そして利用者本位の運営について、休館日などがふやされておりますが、その点についてどう考えておられるのか、お答えください。

その2は、東幼稚園の園児の減少問題と、その対策についてお尋ねします。

大綱3点目は、まちづくりの問題です。

大苗代地区には天井池とでも表現してもいいような高いところに海宮宮

池がありますが、この西側に当たる小高い丘の上に91戸ものマンションが建設される計画があります。隣地や付近住民からマンション建設は反対であることなど、このような意思が市に寄せられております。署名などをつけて寄せられております。排水路の変更などについても認められないという、こういう声もあります。これに対して市としての考え方をお答えください。

その2は、障害者が車で通りやすい歩道や公共施設などの改善についてどのように努力されてきたか、お尋ねいたします。

大綱4点目は、温水プールの運営についてでございますが、この夏場、特にプールの水が濁って透明度は5メートルほどしかないという利用者からの苦情が聞かれました。その原因について。

そして、その2は、学校5日制に伴って土曜日の休日が月2回となりましたけれども、この休日をお子たちに無料で開放することについて、市の考え方を聞かせていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いをいたします。

議長（重里 勉君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から温水プールについてお答え申し上げたいと思っておりますが、議員御承知のように、この温水プールは2市から成ります泉南清掃事務組合の管理運営になっておる施設でございます。したがって、基本的にはその施設組合の方で検討すべき内容であるということをお理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、御質問でございますので、1点目の水の問題につきましては、組合にも問い合わせいたしましたところ、保健所等々の水質検査その他からして、もちろん衛生上問題のある内容ではないというふうに聞いております。

それから、学校5日制に伴います土曜日の開放という件でございますが、これは以前の清掃事務組合議会においてもそういう御質問もございまして、私お答え申し上げましたのは、ことしからそういう月2回の休みがふえたわけでございますけれども、それについてはある程度統計をとった上で、どのあたりの利用者数があるのか、あるいはそれによって、あのプールは御承知のようにお年寄りから幼児まで、あるいは健常者あるいはハンディ

キャップをお持ちの方々すべてに御利用いただく施設として開放いたしております関係上、そういう無料化というのが果たして料金だけの問題ではなしに、キャパシティの問題といたしますか、そういうこともあるということ、しばらくこれらについてはその利用状況等を検討したいというふうにお答えを申し上げております。

そういうこともあって、現在組合においては各月の日別あるいは日のうちの小学生あるいは中学生、小、中、高、一般、その他、そういう統計をとらしておりますので、それらのある程度ロングスパンで見た中で今後どうあるべきかということについて、組合議会とも御相談をした中で検討していくべきものであるというふうに考えておりますので、この問題についてはそういうことでひとつ御理解を賜りたいというふうに存じております。

議長（重里 勉君） 吉野人権啓発室長。

市長公室人権啓発室長（吉野木男君） 松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

質問は2点あったかと思えます。1点目は、プラン策定の基本的な考え方並びにプランを受けた実施計画の考え方ということについてお答えさせていただきます。

若干経過も含めまして御説明申し上げます。プラン策定の今日までの経過ですけれども、平成3年に市民意識調査が実施をされました。それを受けまして平成5年3月、1年間の検討期間をかけまして女性問題懇話会の提言がなされました。女性問題懇話会におきましては、議会の御代表、あるいは関係団体の御代表、あるいは市民の代表、学識経験者も参画いただきまして、1年間女性問題懇話会の方におきまして今後の進め方の基本的な考え方につきまして御検討いただきまして、平成5年3月提言ということで座長より提示をされました。

その具体化を図るということで3点付記されておりました。1点目は、早期に行動計画の策定を行うこと。それから2点目は、推進本部の設置を行うこと。3点目は、啓発活動の充実ということが提言を具体化する条件として御提言をいただきました。その提言を受けまして、固定的な役割分業意識を見直し、男女共同参画の共同社会を実現するということを目的にプランの策定に入りました。

なお、プランの内容につきましては、推進本部等の検討を重ねまして、

1点目が男女平等を実現するための意識変革、2点目が、就労における男女平等の推進と条件整備、3点目が男女平等を基礎とする地域社会活動への参画、4点目が高齢社会と女性の福祉の確保、5点目が推進体制と、以上5つを柱とする今後の基本方向を定めた泉南女性プランを策定いたしました。

なお、策定にかかわりましては、わずかの時間でもございましたけれども、女性問題懇話会等にも御意見を賜りました。

2点目に、具体的施策の取り組みであります。女性プランの性格の部分で述べておりますが、あくまでも女性プランは施策の基本方向を御提示さしていただいたものであり、各重点目標に係る具体的施策の推進は、今後策定いたします実施計画に位置づけられていくものであると理解いたしております。

次に、実施計画の策定に当たりましては、女性問題に係る本市の実態を適正に把握する必要があるという考え方のもとに、プランの具体化の1つでもございますが、本年5月に男女平等に関する市民意識調査を実施させていただきました。去る9月の推進本部におきまして中間報告を行い、近々に最終報告としてまとめ上げる所存でございます。今後女性プランのもとに市民意識調査の結果を踏まえまして、当面継続する施策、あるいは重点を図る施策、新規に実施をする施策等、観点別に施策の現状を検討し、当然計画の性格にも実施計画の中に述べておりますように、市民の参画等も広く求めながら、平成13年を目標年次といたします実施計画の策定に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 議員御指摘の公民館運営についてお答えいたします。

生涯学習時代を迎えました今日、公民館が地域住民の方々の最も身近な学習、交流活動の施設であると考えまして、その役割を担うべく鋭意取り組んでいるところでございます。しかし、いろいろな問題がございまして、工夫を重ねながら利用者本位の公民館になるように努力をいたしておるところでございます。

お尋ねの指導の主事につきましては、2名職員として配置をいたしてお

るところでございます。その他に歴史散歩とかの嘱託の指導者も雇用いたしておるところでございます。

次に、公民館の活動の内容でございますが、趣味講座、教養講座を行っておるわけでございます。講座の設定につきましては、これまで2年以上の長期にわたる例えば茶道なんかですね、そういうような連続して行われる講座につきましては、1人でも多く、1回でも多く公民館活動に参加していただけるということを考えまして、講座と同じ内容のクラブを結成いたしまして、クラブの方に移行していただいております。初めての方に対しては、ある程度入門的な内容を教えることができるようになった段階でクラブへの移行をお進めをいたしております。

また、クラブに移行した講座の後には、新しく今年度の下期からも始めるわけでございますけども、キャンプの指導者講座とかそういうことなども始めたいということで鋭意取り組んでおるところでございます。今後とも利用者が利用しやすいような公民館ということを考えまして、公民館法に基づきます公民館運営審議会、また利用者との懇談会も催しを行う予定でございますので、今後ともよろしくお願いしたいと存じます。

議長（重里 勉君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） 松本議員さんの東幼稚園の園児の減少問題ということでお尋ねをいただいておりますかと思えます。

御指摘をいただきました、近年少子化の流れといえますか、こういったところから園児・児童・生徒、この減少傾向というのは、相変わらず続いておまして、このことについては随分教育委員会も心配してると。お尋ねをいただきました東幼稚園につきましても、これは地域に開かれた幼稚園でありますので、そういった意味では地域に育てております子供たちをできるだけ地域のこういう教育機関でお預かりをし、育てていくと、こういったことを私どもは第一義には考えておるわけです。

そういったことからしますと、より公立園のよさと申しますか、地域と結びついて保育活動等を展開してまいっておりますので、こういったことも保護者の皆様方にも従来以上に御理解をいただき、また公立園の園長以下地域にもその辺足を運ばしていただくなり、あるいは園でやっております行事等々、こういったところへも積極的に御参加いただけるような状況等もつくりながら、私ども今後園児確保、こういった問題から、さらに園

の子育て等をより充実させてまいりたいと、かように考えております。

これは、園だけではいけませんので、より地域の皆様方とも交流をしながら御理解を求めていくということで今後とも進めてまいりたいと、かように考えてございます。

議長（重里 勉君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） それでは、松本議員のまちづくりについてのの中の大苗代地区内マンション建設問題につきましてお答えいたします。

本市の開発指導要綱は、開発行為により何らかの影響を受けると予想される付近住民や関係団体との合意形成を図る手段の1つとして、開発者に協議書を提出していただくことにしております。これは、開発者と付近住民及び関係団体とのトラブルを未然に回避し、調整を図るという点では一定の成果があるものと考えております。

御質問の信達大苗代地区に計画されております共同住宅の開発につきましては、平成3年5月に都市計画法第32条協議が成立しております。しかしながら、4年以上が経過しており、その間に隣地権利者等が一部変わっており、以前と現状の変化がありますので、十分協議するように指導を行っております。また、この開発に関しましては、良好なまちづくりという観点から、周辺地域とできるだけ調和のとれるように行政指導を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（重里 勉君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 松本議員御質問のまちづくりについてのうち、2点目の車いすで通れる歩道や施設の改善をどのようになされてきたのかという点につきましてお答えいたします。

新設道路につきましては、2から2.5メートルの幅の歩道の設置を行っております。切り下げ部においても対応できる構造を取り入れて整備を行っております。しかしながら、既設の歩道につきましては、1メートル前後の歩道幅のところが多く、大阪府福祉のまちづくり条例の誘導基準、有効幅員1.4メートルを確保するには用地買収を伴い、そこまでの整備は今のところ実施いたしておりません。歩道の切り下げ等工事で対応していけるところにおいては、年次的に改修を進めているところです。

以上でございます。

〔松本雪美君「まだ答弁がないのがありますけど。汚水の排水問題」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 松本議員さんの開発者が施工いたします排水管の埋設問題でございますが、私ども現開発者の排水管の埋設につきましては、府道または里道への埋設ということで、現在開発者が道路管理者でございます大阪府と協議をやっておるところでございます。それらの協議が調べてまいりますと、泉南市が占用申請を行うと、このような格好になっておりまして、現在では開発者と付近住民及び関係団体との調整に入っておるところでございます。

以上でございます。

〔松本雪美君「公民館の休館問題」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 失礼いたしました。休館の問題でございますが、休館は月曜日の午後から及び火曜日となっております。祝日についても休館といたしているところでございます。祝日の休館につきましては、昨年までは翌日が休館でございました。ところが、利用者の皆さんの御意見をお聞きいたしますと、祭日は家庭でおるのが多いということでございましたので、試行的にことしから祝日を休館と変えたところでございます。今後とも利用者の皆さんの御意見を聞きながら、休館日の設定については考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） それでは、議席から再質問をさせてもらいたいと思います。

まず、マンションの建設問題ですけれども、事前協議を受け付けてそれを府へ経由したのが平成3年6月と聞いてますし、これから現在まで4年ですか、もう4年以上経過してますけれども、今になってまたこの建設をということで業者の方が住民の中に入っていろいろ話し合いをされてると。そんなような状況ですが、その話し合いの中で住民の意思というのがはっきりしてるわけですね。

先ほども隣地の方の——当時はまだ指導要綱を改正されてなかったです

から、同意という形での同意書をつけられる。14軒のうち5軒がその当時は反対をしておられて、隣地同意はしていないと、そういうことでして、それでも開発審査会が開かれて、そこで事前協議を受け付けて、受理して、府へ経由をしたと、そういう経過を聞かしていただいて、余りにも軽くこのことを結論を出されたんではないかと。まちづくりを考えると、こういう地域での開発についてはもっと真剣にとらえていただきたいし、反対してる方の理由というのものはっきりと市が確認せねばならないと思うんです。

それから、当時は汚水の排水ということでは、府道に配管を通すということでありましたのに、この4年間の間にはその排水がうまくいかないからということで里道を使わしてほしいということで、里道に隣接する住民の方に業者の方がお願いに行くと、そんな状況ですね。そして、その中でこれは困るということで、里道を通すことであるならば絶対にこんなもん許されへんということで、皆さんが反対の意思表示をしておられるという、そんな状況です。

だから、その状況を受けて、先ほどちょっとややこしい言葉で白谷さんが答弁されましたけれども、泉南市が占用申請すると。そういうふうに言われたんですが、これはどういうことですか。里道を通すときに占用申請すると。そういうことをおっしゃられたんですが、このことをもうひとつ詳しく答えていただけますか。

それから、開発審査会でそういう住民の意向、隣地の同意が、反対者が3分の1もいてたということであるにもかかわらず開発審査会でこれを認めた。開発を認めたという、32条協議を府へ申達した、経由したということについての答え、この2つね。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 松本議員さんの再度の質問でございますが、占用申請を泉南市が行うということにつきましては、通常市道につきましては開発者が設計協議を行い、開発者がまた道路占用許可申請並びに道路の使用許可申請を提出いたしまして事業の実施をするのが通常でございますが、何分この件につきましては、府道、また里道という関係で管理者が大阪府となっております。そのような観点から大阪府道の占用につきましては、泉南市が代理申請を行うということになってございます。

また、開発者が私ども下水の方に開発許可申請が参りまして協議するわけですが、高さ関係、勾配、流量等のチェック、また材質等もチェックいたしまして私どもと十分協議をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 御答弁申し上げます。

既に32条協議をとってから4年間経過しているわけですが、平成3年5月の22日に32条協議が成立しております。それで、平成3年6月3日に32条を返還しております。この件につきましては、その当時14軒の付近同意者のうち、5軒の同意が成立しなかったということで、しかし都市計画法並びに開発指導要綱に適正であるということで、区長その他放流同意等も取っておりまして、それと隣地権者過半数以上の同意が得られているということで、32条協議が成立したということでございます。

しかしながら、この5軒の同意がまだいただいておりますので、その当時から継続をして鋭意同意をいただくように努めなさいということの指導をしております。今現在もその方々については、同意を得られるように強く指導しております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） 3分の1も反対者がいるのにもかかわらず、それを軽く半分以上の人が賛成してるということで事前協議を受理されて府へ経由したんだというそういう行為は、やっぱり市民の皆さんの問題提起をしたことを無視する行為であるということで、これは幾ら法律上クリアされたとしても、住民の皆さんの意向を受けた形で市が行動を起こしたということではないということで、これは強く批判をしておきます。

それから、先ほどの代理申請ということでは、府道に排水管を通すということで開発の事前協議が済んだわけですから、その形で開発の行為をどんどん手順を踏んで進めていくというのではなくて、業者は里道に排水管を通したいから勾配が合わないとかいろいろの問題があつてでしょうが、そういう形で里道にそういう排水管を通して開発をしたいという、そういうことで市にも申し入れに来たということでしょうし、住民の皆さんのところにも話に行ったということですが、先ほどの話の中では、その関係す

る住民の方の同意が必要やと。里道に隣接する方の同意が必要やということでしたから、この人たちの同意が得れない場合は、里道に排水管を埋める代理申請は、市はやらないんですね。しないですね。ちょっとその辺だけ確認をお願いします。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 松本議員の再度の御質問でございますが、当初の府道敷への排水管の埋設の件でございますが、私ども聞いておりますところによりますと、何分現府道は一方通行の道路でございますが、地区住民の方にも一方通行の府道を開削工事いたしますと大変な御迷惑がかかるということで、地区よりの要望もあるというようなことを聞いておりまして、現在開発業者と再度協議に入っておるところでございます。

なお、その件につきましては、大阪府とも十分協議しながら処理を行ってまいりたいと、このように考えておりまして、現時点では明確なお答えはできないところでございます。

〔松本雪美君「里道のことを言うてください」と呼ぶ〕

下水道部長（白谷 弘君） （続）申しわけございません。今説明しましたのは、里道の方へ地区の方から変更してほしいというような要望もあると聞いておりますので、その件について大阪府とも十分協議をしてやっていきたいと。

〔松本雪美君「違う、そういうことを言うてるのと違う。里道に排水管を……」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 答弁中やから黙って聞いてあげてください。まだ済んでないから。済んでから指名しますから。

〔松本雪美君「ちゃんと答えてくださいよ。私の質問の趣旨をちゃんと」と呼ぶ〕

松本君。

20番（松本雪美君） 今は府道に排水管を埋めるということで、いろいろ交通の問題なんかで工事上大変やというような、地区からそんな要望が出てると。里道の方にしたらどうやということで、そういうことやと言うてますが、私言うてるのはそういうことじゃないんです。里道へ排水管を埋めるときには、市は代理申請をするんでしょう。そういう場合は、当然地元の同意が必要であるわけですから、地元の方の同意がなければ絶対にそ

ういう行為はしませんかと。するんですか、しませんかと、そういうことを聞いてるんですよ。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 再度の御質問でございますが、里道につきましても、先ほど松本議員御指摘のとおり付近住民と十分協議するよう私の方で指導いたしております。

それと、先ほども言いましたように、里道につきましても大阪府の管理する物件でございますので、大阪府とも十分協議をしてもらうよううちの方から指導をやっているところでございまして、その結果どのような状況になるのか見たところで判断したいと、このように考えております。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） そういうのは、手続上必要な行為として大阪府が言ってることであって、市としては里道に排水管を通す、その里道に直接かかわって隣地になってる、そういう方が、隣地の方が反対をしたら、里道に排水管を通すということで、市はどうするんですかと。代理申請をするんですか、しないんですかと、そういうことを聞いてるんです。それ一言だけです。それだけ聞いてるんです。市が代理申請しようと思ったら、必要でしょうと。同意が必要やと——同意されない場合は、代理申請できないんですねと聞いてるんですよ。

〔松本雪美君「時間がないんですからね、質問全部できませんよ」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 再度の御質問にお答え申し上げます。

先ほど言いましたように、開発業者につきましては、里道の付近住民と十分協議し、同意をいただくよう指導いたしておるところでございます。

〔松本雪美君「同意できない場合のことを言うてるんですよ。ちょっと待ってくださいよ、そんな同じことばかり言うの」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） 付近の里道にかかわる、地域の直接それにかかわる住民の人が、ここに排水管を通すの嫌やと言うてるわけですから、その場合は、市は代理申請はできないんでしょうと聞いてるんですよ。幾ら業者

が代理申請してくれと言うてきても、することはできないですねと言うて
るんですよ。そのことだけ答えてくれんと、私、ほかの質問できませんよ。
ちゃんと答えてください。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） お答え申し上げます。

先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、里道につきましても大阪府
の管轄でございますので、岸和田土木事務所と十分協議しまして私の方で
判断したいと、このように考えております。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） 言うときますけど、そういう住民の方が内容証明ま
でつけて泉南市に、私たちはここに排水を通すのは反対であるということ
で、自分たちの意志表示をしてるわけですから、そこに配水管を通すとい
うことは、市がリバーから要請を受けても代理申請はできないということ
は、私は何度も担当の職員の方に聞いて返事をもらってるんですよ。それ
にこの場所であなただけそれを返事できないということに対しては、ちょっ
とね、ほんと許せないことですね。

そしたら、府と協議をした上で、代理申請についてはするかしないとい
う結論を出すということですか。そういうことですね。絶対に困ると言う
てる住民の方の意思表示、ちゃんと受けとめてくださいよ。

それから、3分の1も反対しているのに事前協議を済まされたという市
の姿勢、今後新しく引っ越しされてきた方もいるわけですから、そういう
問題について、ちゃんと開発の問題としてこれからも受けとめて住民の立
場をきちっと守ると。市長、一言だけそのことで答えてください。市長は
事業畑でずっと来られたわけですから、一言だけ市長が答えておいてくだ
さい。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 開発行為については、本市の開発指導要綱によって法
を上回るいろんな指導をさしていただいているところでございます。ただ、
いろんな周辺の地域の方々との問題というのは、いろんなケースがござい
ます。これらについては過去から一定のそのお話し合いの経過等も踏まえ
まして、最終的には市の開発審査会等で一定の判断をするというシステム
をとっております。

したがいまして、今回のは一応32条まで済んでおるということでございますけれども、引き続き指導している部分もあるというふうに聞いておりますから、それらの経緯も踏まえて最終的に先ほどのお話も含めて、また審査会等で議論をさせたいと、このように考えております。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） 時間何時までですか。

議長（重里 勉君） 12時ジャスト。

20番（松本雪美君） そしたら、余り時間もありませんので、先ほど具体的なことでは温水プールの問題ですけれども、最近の土曜日に利用している子供たちの平均を計算してみますと、人数としては、お金の計算に人数を変えていくということで計算したら、これは2市でやってるわけですからね、私がざっと計算して大まかな数字を出しても、わずか60万円程度のことですわ。それを2市で割ったら、1市が30万円程度ね。いろいろ状況をとっておられるということですから、それは随時出てくる結論だと思うんですけれども、阪南市がやれないということで、阪南市からは結論が出ていないということをおっしゃってましたけれども、それでは泉南市としての姿勢を示すということではないですから、市長は今清掃組合の管理者をしてるわけですから、当然結論を出せる立場におられるわけです。

しかも、泉南市の市長として、泉南市として取り組んでいくということであれば、わずか30万から50万もないぐらいのお金を子供たちのためにつぎ込むことは惜しくもないですから、阪南市がだめであっても泉南だけでもそれはやればいいことですよ。もう3月議会——去年の議会かな。

12月議会ぐらいで私取り上げさしてもらってると思いますよ。ちょっとその結論をおっしゃってください、市長の見解。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この4月から現在まで統計もとらせておりますけれども、休校日についての——これは小中合体でございますから、小学生がどのくらいかというのは非常にわかりづらいんですが、前年に比べますと利用者がかかなり多いと、そういう結果が出ております。これについては、もう少し経年的にとっていきたいというふうに考えております。

それから、阪南市と私どもとで運営している施設でございますので、当然阪南市の御意見も賜らなければいけませんし、共同で同一歩調をとると

というのがやはり原則だと。これは組合の会計に属する話でございますから、そういうふうに考えております。

それについては、むしろ清掃事務組合議会というのが別にございまして、両市からも派遣をされておられるわけでございますので、そういう場で議論をしていただくのがいいのではないかとこのように考えております。したがって、ここでの結論については、差し控えさせていただきたいというふうに存じます。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） 市長が管理者という立場で結論を出していかれる、そういう会議もあるわけですから、よくわかった上でここで質問させていただいてるんですから、できるだけ今から子供たちを育てる1つの大事な遊びですね。遊びをきちっと子供たちの中で保障していくと。2回も休みがある中を、例えばスーパーでゲームをしてる子供たち、そういう子供たちよりプールで体いっぱい動かして泳いでる子供たちの方がすばらしいではありませんか。そういう立場に立って、きちっとこれからも結論を出していただける方向で要望しておきます。

それから、公民館の問題ですけれども、休館日が祝日とそれから火曜日かな。それから月曜日が半日、昔でいえば土曜日の扱いということで、結局利用できない日が3日ほどあるということですね、夕方から夜の時間にかけても。そういう公民館の状況というのは、阪南市の公民館と比べていただいたらよくわかると思うんですよ。市民が生活の中で、そういう生涯学習の場として、それから公共の福祉の場所としても、市が提供している公共施設、公民館の運営にかかわって、この休日の問題というのは、阪南市はお正月に休んでるだけです。年中無休ですわ。いろんな対応をしてくれると思うんですよ。例えば、職員が休まんといかんということであるならば、それなりの人の配置もできるわけですから、現実に臨時の方、アルバイトの方も来られているような状況もあるわけですからね、幾らでもその範囲内で方法を講じれると思います。だから、このことについては、ぜひ前向きに休日の見直しということを要求しておきます。

それから、公民館の事業についても、社会教育指導主事の方、専門家の方が2人ということでしたけれども、公民館は幾つあるんですか。1つじゃないわけですからね。信達も西信も新家も、また雄信公民館もこれから

建設していかなければならない。こんな時期だからこそ、ちゃんと公民館の運営を充実させていくために取り組んでいただきたい。新しく公民館の事業を運営していくためのその中心になる人物がいなければ、留守番だけの公民館ではだめですよ。新家でも西信でも信達でも、公民館祭りを開きたいと思っても、何1つ応援もない、お金の応援もない。そんな中で利用者の方が自分たちで開こうやないかということで、1年間の自分たちの成果を発表されたというふうなこともあるんですよ。今年はそうされたんと違いますか。各公民館に不公平があってはなりませんわ。絶対にあってはならないと思うんですよ、公共の福祉の場ですから。

それから、2年間継続してやってきた講座はカットするというふうなこともおっしゃいましたけどね、ことしは信達公民館は水墨画なんかのカットされたんですが、2年間以上、もう10年もつとなるかな、陶芸なんか始められて、ちゃんと講座で樽井公民館残してるじゃありませんか。そういうのも不公平でしょう。やることはいいことですからね、もしも信達でやれなかったら新家の公民館でやるとか西信でやるとか、いろんな方法を講じれるんですよ。それを頭から2年間とかいう枠にはめてしまうようなやり方は、これは公民館運営にかかわって許せるような状況ではないですよ。もっと市民全体のことを考えた上で、公民館の運営を考えていただきたいと、そういうことを要望しておきます、時間もありませんから。

それから、女性問題ですが、いっぱい質問を用意していたんですが、この女性問題を一番きょうは十分にやりたいと思ってたんですが、マンション問題でこうなったんでできないんですけど、私は荒木タミ子先生がこの泉南市の懇話会のリーダーとして来られたときに、まあ泉南市はおくれるから私は岸和田でやってきたことをここで披露して、いいことは倣ったらいいやと。まねをしてもいいいやと。まねをしてもいいものをつくっていかうではないかと、こういうふうなことをおっしゃられて、その中で岸和田の女性プランなんかも見せていただいたりして、みんな懇話会に参加したメンバーの方も、そういう位置づけで泉南市がいいものをつくってほしいという立場で論議を進めてきたはずですよ。それにもかかわらず、今回できた女性プランは不十分だったと思うんですね。

比べて悪いですけどね、泉南市では細目まで分けてこのプランの中は39項目、岸和田は細目まで分けて142項目、これだけ文章の中に女性、

男女平等、女性の地位向上、母性保護、女性の就労、それから子供たちへの思いを込めたいろんな文章、平和の問題、教育の中での男女平等、いろいろそういう問題が提起されています。これは、私はやっぱりプランの中にきちっと書き込んでいただきたかったということを指摘したいと思うんです。

それから、泉南市の場合は、女性の行動計画、女性プランとなっておりますけれども、これはあくまでも基本計画やおっしゃいますが、中身でいえば岸和田の基本構想と同じぐらいですわ。不十分ですね。だから、これを実施していくにつけては、これからちゃんと実施計画を進める上で、こういう不足している、欠落している部分をうたっていただきたいと思います。

それから、年次ごとの計画も立てていただきたい。それから、簡単に2001年までに目標をとということで実践すると、こういうふうにこの中にも書いておられるわけですけども、そんな簡単なことではないですよ。文章の中に目標年次を入れてやるんや、やるんやと言っても、実際にはそういう簡単なことではないんですよ。そのことをわからないとだめですね。

それと、もっと今度の実施計画を進めていく上では、市民の参加が求められると思うんです。岸和田なんか6年かけてつくってますねん。泉南では3年ですわ。とりあえずつくったらいいいということで進められてきたんではないかと、こう思わざるを得ない状況です。私がいろいろこの泉南のプランを見せていただいたときに感じたのは、そういうことです。だから、これからあともっと市民参加をしていただきたい。

それから、市の職員の皆さんも含めて、やっぱり公共の施設、泉南市の行政に勤めていらっしゃる皆さんの中で、まず女性問題を考えていただきたい。いろんな問題を抱えて、女性の職員の皆さんたちも苦勞されてると思います。男の人たちもそういう女性差別なんていうことについては、無意識のままで通り過ぎている、吐き捨てる言葉があったり、セクハラという言葉があったり、いろんなこと、もうほんとに胸が痛いと思うようなことをいっぱい感じて、この泉南市の行政の職場で働いておられる、そういう状況なんかもやっぱり改善せなあかんと思うんですわ。泉南市の中で一番泉南市の市民の皆さんの手足になって働いて、市民の皆さんの幸せを考える職場が不平等であってはならないですよ。そのことは強く申し述べておきます。

ということで、いろいろ御意見もお聞きしたいところですけども……。

議長（重里 勉君） 以上で松本議員の質問を終結いたします。

1時15分まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時21分 再開

議長（重里 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

21番（成田政彦君） 日本共産党泉南市会議員の成田政彦です。

90年代に入って始まった不況は、ついにことしの8月に至って、民間の東京商工リサーチの発表では、全国倒産企業は前年度同月比30%増の1,408件と10年ぶりに1,400件を超えました。負債総額は前年同月比65.9%増、8,202億円でした。兵庫銀行の倒産、手形割引会社のニシキファインスの関連倒産が史上最多の218社となったことも1つの原因ですが、それを除いても件数は増加しています。

この不況の影響は、大阪府でも深刻な状況を及ぼしております。特に高校生の就職難は一層深刻であります。泉州南部のある高校では、求人数が昨年の半数、一昨年のわずか30%、中でも女子事務職の求人は、希望生徒数の半数という状況で、とりわけ大企業の求人数が激減しているのが特徴と言われております。4年間のゼロ成長、過去最高失業者率、中小企業の倒産・廃業、個人消費の3年連続の落ち込み、中小金融機関の経営破綻の表面化など、戦後最悪の深刻な様相を示しております。

このような中で9月20日政府が発表した経済政策は、事業費14兆円と見かけだけは大きいですが、その中身は、大型公共事業の拡大など従来型政策の繰り返しにすぎません。政府はこれまで48兆円に上る経済対策を行ってまいりましたが、これは効果が上がっておりません。このことを反省せず、規模だけ膨らませるやり方は根本的に見直すべきであります。

しかも、その特徴は、4兆円もの大型プロジェクト中心の公共事業、バブルで不動産へ過剰融資した大銀行の経営を救済するために3兆円を超える土地先行取得などとなっており、肝心の景気をよくするための国民の購買力を向上させる施策や公共事業のむだと浪費にメスを入れる具体策はなく、神戸震災対策に至っては、個人補償も住宅対策も抜本的な解決も立てられていません。

今、日本経済に求められているのは、バブルに踊って不動産や株の投機で大もうけしながら、不良債権はバブル最大の被害者である国民に押しつける、すなわち国民の税金で解決しようとするのでなく、政府は総力を挙げて暮らし、福祉を優先させて、大企業優先のゆがんだ経済のあり方を改め、国民全体の購買力を高め、生産に活力を与える方向に経済のあり方を切りかえるべきではないでしょうか。

その意味では、地方自治体はまさに住民と密着したところにあり、今こそ住民こそ主人公の立場で、暮らしと命を守ることが大切なときではないでしょうか。

大綱第1点は、一丘団地駐車場増設問題であります。

最近の団地内における迷惑駐車は、6月の火災やたび重なる救急車の出動のとき、現場に到達できないという深刻な状況であります。団地内外での不法駐車は常時300台以上、公団に対する駐車場申し込みは待機者だけでも200台、このままでは日常のごみ収集を初めとする市民サービスにも支障を来しかねません。

駐車場不足の最大の責任は、公団にあります。自治会は公団に対しても、迷惑駐車対策、駐車場増設を強く要望しているところではありますが、しかし団地住民も一市民であります。市に対して駐車場増設を強く求めるのも当然であります。かねてより市長が公約していた老人集会所前、海宮宮池埋立地、団地外用水路の駐車場増設は、遅々として進んでおりません。市長に対して、この間どのように進展しているのか、お伺いしたいと思います。

大綱第2点は、文化財保護及び埋蔵文化財センターについてであります。

その1つは、市において文化財保護に対してどのように対応するのか、お伺いしたいと思います。

その2は、埋蔵文化財センター建設の現状をお伺いしたいと思います。

大綱第3点目は、ゴールドプランすなわち老人保健福祉計画と総合福祉センターの関連についてであります。

その1は、府立特別養護老人ホームの建てかえ問題についてお伺いしたいと思います。

その2は、老人保健福祉計画の実行に当たって、総合福祉センターの位置づけと対応をお伺いしたいと思います。

大綱 4 点目は、尾崎保健所の統廃合問題についてであります。

尾崎保健所は赤ちゃんからお年寄りまで、健康を守り、また水や食品などの衛生検査を初め、泉南市民の健康、衛生を守るに当たって欠くことのできない施設であります。大阪府は国の保健所廃止に追従しようとしているが、市の見解をお伺いしたいと思えます。

大綱 5 点目は、道路行政についてであります。

その 1 は、市道砂川樫井線の交通安全対策であります。

その 2 は、府道田尻新家線の歩道設置についての現状の取り組みをお伺いしたいと思えます。

以上であります。

議長（重里 勉君） ただいまの成田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 駐車場問題についてお答えを申し上げます。

一丘駐車場問題につきましては、従来より公団に対しまして駐車場の増設を要望してきたところでございますが、本年より総合団地環境整備事業の一環として、年次計画によりまして駐車場が増設されると聞いております。公団におかれましても、本市からの要望、申し入れに対しまして、現地の路上駐車状況の調査でありますとか、公団に対して申し込みをされております登録といいますか、駐車場を貸してほしいという方々の調査等既になされたというふうに聞いております。その中で、できる限り団地内で確保したいという見地から、再度この住宅総合団地環境整備状況を充実させて実施をしていきたいという意向を聞いております。

なお、水路上につきましては、管理上の問題等で協議をいたしてございましたけれども、砂川樫井線に面した付近で水路ぶたを設置し、そこを駐車場と仮にいたしましても、20台強のスペースしかとれないということもあり、公団としてはその分をさらにできれば団地内で確保したいという回答がございましたので、私どももできる限り団地内でこれの整備をしていただきたいという申し入れをいたしてあります。

また、団地周辺の海宮宮池遊休地老人集会所横の空き地などの利用可能かどうかということにつきましては、現在公団内部で検討中というふうに聞いておまして、今後も引き続き駐車場問題解決のための努力をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、近々また公団等も含めた駐車場問題についての会議も予定がされているようにも聞いておりますので、その際にも市の立場としてできる限り公団敷地内あるいはその周辺を活用するという中で、積極的な対応を要望していきたいと考えております。

議長（重里 勉君） 油谷環境整備課長。

市民生活部次長兼環境整備課長（油谷宗春君） 先生御指摘のように、砂川樫井線を初めかなりの数の不法駐車車両が見かけられることは、私ども十分承知いたしております。本市といたしましても、今後一丘団地自治会並びに関係機関と啓発活動など協力し、迷惑駐車の一掃に努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（重里 勉君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 成田議員さん御質問の2点についてお答えをいたします。

まず、文化財保護についての基本的な行政の考え方ということでございますが、私どもは今の社会を考えていく上で、過去にさかのぼって物事の起こりや歴史を調べなければならぬことが多くございまして、そのとき文化財は欠かすことのできない重要な証明資料でございます。文化財は現在、そして将来の生活に対応していく上で必要なものであるとの認識のもとに、文化財保護の理念に立脚した文化財行政を進めておるところでございます。

次に、埋蔵文化財センターの建設についてのお尋ねでございます。

埋蔵文化財センターの建設につきましては、さきの第2回定例会で工事請負契約の可決を賜り、現在工事は順調に進んでおります。来年度オープンを目指して関係者一同努力をいたしておるところでございます。

本施設につきましては、社会的弱者に対する対策をも十分考慮し、これまで行われてきた発掘調査による歴史資料を整理、研究するだけの施設にはせず、展示室等でその成果を市民に還元をしてみたいと考えております。

また、サロンや図書情報コーナーなどを設けまして、市民がゆったりと時間を過ごせるスペースを提供することにより、新しい文化環境に資する施設にして、あわせて前の海会寺跡広場を御利用をいただく方々のためのガイダンス機能を備えた施設にしてみたいと考えているところでござ

います。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） 私の方からゴールドプラン問題と総合福祉センターの関連について御答弁申し上げます。

まず、第1に府立特養の建てかえの件について御答弁申し上げます。

泉南特別養護老人ホームは昭和41年に開設されました施設でありまして、大阪府立の特別養護老人ホームの中では最も古い施設であります。建築後既に25年以上も経過いたしております。建設された当時の状況は、今日ほど在宅福祉が重要視されなかった時代でもあり、入所サービスだけが提供された時代背景がございました。しかし、時代が大きく在宅福祉へと比重が高まるに連れ、施設の機能の強化を図らなければなりません。そのためにも、ぜひ本施設の建てかえが必要であると考えております。本市といたしましても、この施設は在宅福祉、施設福祉を支える基幹施設であり、議員御指摘のとおり早期建設が望まれております。今後も大阪府と連携を密にし、意思の疎通を図りながら努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合福祉センターの関連について御答弁申し上げます。

平成6年3月に策定されました泉南市老人保健福祉計画いわゆるゴールドプランと総合福祉センターとの関連につきましてもの御質問にお答えします。

この施設は、地域ケアシステムの拠点施設としてゴールドプランにも位置づけられており、また機能面ではデイサービスセンター、機能回復訓練、総合相談、生きがい対策、社会参加の促進や社会福祉協議会、ボランティアセンターなどの総合的な機能を兼ね備えた施設であります。泉南市の地域福祉施策の総合的な役割を担う中核施設として位置づけております。開設後は、さらに事業内容の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

保健所の統廃合関係につきましては、保健推進課長の方から御答弁申し上げます。

議長（重里 勉君） 境谷保健推進課長。

健康福祉部保健推進課長（境谷三枝君） 保健所の統廃合について、保健セ

ンターの対応についてお答えいたします。

近年、急激な人口の高齢化と出産率の低下、疾病構造の変化に対応するために、昨年7月に保健所法が改正され、地域保健法が制定されました。また、平成7年1月から保健所で取り扱う生活衛生業務が大幅に変わりました。平成9年度には母子保健事業が市の方に移行されます。具体的に申しますと、現在保健センターでは老人保健事業と予防接種事業、1歳6カ月健診などを実施しておりますが、そのほかに妊産婦や新生児に対する訪問指導や4カ月健診と3歳6カ月健診と一般的な栄養指導も市の方に移行されますので、今年度より積極的に職員の研修、また現場の勉強をし、赤ちゃんからお年寄りまでの身近な市民サービスの低下を来さないよう取り組んでおります。マンパワーの確保や府としての支援対策など、十分体制が整うまで府に支援していただけるよう要望してまいりたく存じます。

また、9月14日に大阪府における地域保健のあり方についての答申及び移管業務についての説明会があり、母子保健事業の移行は确实ですが、具体的なことはまだ決まっておられませんので、今後積極的に関係機関と検討する必要があると存じます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（重里 勉君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 道路行政につきまして2点ほどございましたので、お答えさせていただきます。

まず、砂川樫井線の交通安全対策につきましてでございますが、当該路線におきましては、近況不法駐車や放置車両が著しく多くなってきている現状であります。交通安全対策のため、まず不法駐車車両につきましては、所轄の警察と連絡を密にし、取り締まりの強化の要請をしてまいりたいと考えています。また、歩道等に駐車している車両に対しましても、何らかの物理的な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、放置車両につきましては、当該路線の巡回パトロールを適宜行い、放置車を発見次第、警察と協議調整の上、速やかに対処いたしております。今後もこのような問題等が発生しないよう、十分な対策を講じてまいりたいと考えています。よろしくお願いたします。

次に、2点目の府道新家田尻線の歩道設置の問題につきましてお答えいたします。

府道新家田尻線の歩道設置でございますが、現在大阪府では丈量図を作成中であり、一部地籍混乱の区域につきましては、今後とも地図訂正等の作業を進め、これの整理に努めるとともに、引き続き地元調整を行い、順次用地買収を進めていくと伺っております。本市といたしましては、今後とも早期に拡幅整備を行っていただくよう、大阪府に対しましてさらに強く要望を行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） それでは、再質問をしたいと思います。

一丘団地の駐車場増設についてですが、先ほど一質で行ったように、現状では私ども自治会などの調査でも、路上駐車が常時三百数十台、それから待機の自動車が200台ということで、大体500台近くが駐車場がないということで、現在の救急車の出動とか、あるいは消防自動車の出動などに非常に支障を来しとると。これが現状では500台でも早急に駐車場が必要ではないかと私は思うんです。

先ほど市長の答弁で、確かに公団に最大の責任があります。公団は特別環境整備で駐車場を増設すると言っとるんですけど、市として公団が特別環境整備でことし何台駐車場を増設予定であるのか、その点は把握していますか。

議長（重里 勉君） 油谷環境整備課長。

市民生活部次長兼環境整備課長（油谷宗春君） 7年間で300台程度ということで把握しておりまして、7年度中には何台ということは把握してございません。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） 7年間で300台、ないよりは駐車場を増設することでありますから、若干改善されるんですけど、7年間で300台と。私ども聞いとるところで、ことしは70台を増設するということを公団から回答を得とるんですけど、そうしますと、現状でも500台が路上駐車及び待機ということですから、到底今のままでは大きな社会問題になることは必至であります。

そういう点で、かねて市長が選挙のとき、駐車場を増設という公約をはっきり示し、しかもどこにつくるかも市長は明らかにして当選なさったと

思うんです。そういう点では、公約に責任を持つ立場から見ても、先ほど私が指摘しました今すぐでもできる用地として、老人集会所前、海営宮池埋立地、この部分については、今すぐ整備すれば私はできると思うんです。これだけでも百数十台確保できるんですけど、この点について、まさに緊急の課題なんですけど、その点について、市営駐車場をつくる気があるかどうか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（重里 勉君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答え申し上げます。

たしか7月の末であったと思うんですけども、公団が市に来庁しまして、そのときに御指摘の海営宮池のところ、または老人集会所の用地、市の方としては公団に対して貸す意思があるという申し入れをいたしました。それに基づきまして公団の方で今内部で検討していると、こういうことでございますので、今しばらくお待ちいただきたいと、かように存じます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 公団内部と言うとるんですけど、私ども自治会が公団との交渉の中では、公団の見解は、いわゆる自分の土地の中に自分の土地の駐車場をつくりたいというのは、これは公団の考えですわ。いわゆる公団の敷地、公団が所有してる土地を整備して駐車場にしたいと。今現在、公団は団地内にもかなり土地がありますし、それから団地の外の海営宮池に土地がありますわね。そういう公団の所有する土地については、できるだけ努力したいという考えであります。しかし、公団が所有してない土地については、管理については、やはり厳しいという回答をしてくれています。

そういう点で、老人集会所前、これは公有地であります。海営宮池埋立地も公有地であります。公有地に駐車場をつくるということは、市長、何かこれはネックがあるんですか、管理運営について。その点、市が別に駐車場を管理してもそれはできることであって、その点について何か市が駐車場をつくることについては、何かあるんですか。

私どもは何も無料で駐車場を借りようと言うとるのじゃありません。有料でももちろん駐車場を貸してもらいたいということを言っとるのであって、この公有地について、市は管理運営面について何か問題あるんですか、これを市が運営することについて。その点について、ちょっと財産の問題とか、公共財産の問題について、管理運営について何か問題あるんですか。

その点ちょっとお伺いしたいんですけど。

議長（重里 勉君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えします。

集会所の用地とか海宮宮池の用地、いわゆる公共の用地ですか、それについて駐車場をつくるについては、さほど問題ではないと、かように思っております。といいますのは、既に奈良県の上牧町ですか、町の方で駐車場をつくって運営してるというようなことを聞いております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） そうすれば、老人集会所前とか海宮宮池埋立地については、市がやる気があれば、これはできるということでしょう、管理運営についても。違いますか。具体的に管理運営について話がきちっと詰められれば、できることでしょうか。

議長（重里 勉君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えします。

海宮宮池の用地とか老人集会所の用地については、先ほども答弁いたしましたように、7月の末に公団が来庁し、その用地については貸す意思があるということを申し伝えましたので、公団の内部で今検討していると、こういうことで来月早々かぐらいに公団がその返事を持ってくるのではないかと、かように思っておる次第でございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） そうすると、公団がだめだという結論が出た場合、市として直営、市営で運営するということですか。

議長（重里 勉君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えします。

市営駐車場については、先ほど申しましたように奈良県上牧町では現在あるわけでございます。当市で市営駐車場を建設するについては、まだまだ内部で検討せないかんということがございますので、市営駐車場建設についてはまだまだ検討せねばいけないことが十分あるのではないかと、かように思っている次第でございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 市長、どうですか。先ほど上牧町の町営駐車場が団地のそばで町が運営しとるとというのが回答あったんですけど、公団ができ

ないということで、市でやるということになったら、その点はどうか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 従来からの経過で、まず公団あるいはもしくは公団の方の駐車場を管理しているところですね。そういうところに今意向打診をしております。その返事がまだ来ておりませんで、来月そういう会議も予定されてるように聞いておりますので、そのあたりをまず整理をしたいというふうに考えております。公団の方であるいは一括管理できるようなところがするということであれば、それはそれでいいというふうに思っております。

ただ、ぐあいが悪いということになりますと、今後また以前から申し上げておりますように、実際の管理を例えば自治会でお願いするとか、そういうことも含めて詰めをしていきたいなというふうに考えております。いずれにしても前向きに考えていきたいというふうに思っております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 前向きの回答が得られたんですけど、ただ1つ、駐車場の問題では、当市には既にもう市営駐車場があるんですわ。あるでしょう、当市には既に市営駐車場というのが。違いますか。それはどうですか。市営駐車場はゼロではないですよ。当市には既に市営駐車場ありますよ、しかも無料で。それ、どうですか。市営駐車場でしょう、あれ。

議長（重里 勉君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 市営駐車場はございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） それでは、今管理運営で若干あったんですけど、その市営駐車場はどういうふうに賃貸契約やられとるんですか、管理運営は。

議長（重里 勉君） 金田同和対策部長。

同和対策部長（金田峯一君） 本市の駐車場におきましては、全部で既設の97台の駐車場、それに新しい駐車場が26台分ということで123台分の駐車場がございます。これにつきましては、市の管理のもと市民に無料で現在利用していただいているという状況でございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） それでは、将来一丘でもそういうことがあり得ると思うんですけど、管理運営についてはどういう規定に基づいてその駐車場

は運営されとるんですか。

議長（重里 勉君） 金田同和対策部長。

同和対策部長（金田峯一君） 現在の管理方法につきましては、市の管理ということで、適正な管理ができておらないというようなことから、新しくできました駐車場につきましては、管理運営委員会というような組織の中で運営をしていただきたいというような考え方で現在思っております。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） その管理組合は何ですか。それはだれがやっとするの。市営駐車場、だれがそれを運営しとるわけ。

議長（重里 勉君） 金田同和対策部長。

同和対策部長（金田峯一君） 今現在、そういう体制に入っておりませんが、現在市が考えておりますのは、各地域の住民が自由に利用しているというような状況でいろいろ問題点もございますので、その管理運営委員会というようなことは、これは行政ではなく、地域の住民によります管理運営委員会のメンバーでもっての管理の方法というような形で管理をしていただきたいというような考え方でおります。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） そうしますと、鳴滝地区の駐車場は公有財産でありますから、条例に基づいてそれはされてるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（重里 勉君） 金田同和対策部長。

同和対策部長（金田峯一君） 条例設置はしてございません。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） そんないいかげんなことを言ったらあきませんで。私どもが調べた上牧町の町営駐車場については、上牧町駐車場条例があり、その下に上牧町駐車場条例施行規則があり、それから特別会計、上牧町駐車場事業特別会計に関する予算と。それともう1つは、契約者、委託者まできちっと書類が全部あるんですわ。ということは、泉南市の鳴滝地区における駐車場の賃貸というのは、これは公有財産であるにもかかわらず勝手に借りとるわけ。自由に何も制限ないわけ、罰則も何もなしで。

公有財産についての地方自治法には、これは公の施設の設置、管理及び廃止、地方自治法第244条の2、「公の施設の設置及びその管理に関す

る事項は、条例でこれを定めなければならない。」と。だから、海宮宮池でも公園をつくったら、必ず条例を設けますわな。老人集会所をつくったら、必ず条例を設けますわな、公有財産をつくっても。その下に今度、この条例で管理規則をつくるんですわ。そうすると、これはあれですか、鳴滝地区の駐車場というのは、何に基づいて住民は借りとるんですか、契約書も何もないし。この公有財産は、市は管理しとるんですか、条例に基づいて。どうなんですか。

議長（重里 勉君） 金田同和対策部長。

同和対策部長（金田峯一君） 本市のこの駐車場につきましては、市の行政財産ということで、条例設置はしてございませんが、地域の住民の方々に有効な活用をしていただくというようなことで利用していただいているというようなことでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 一丘の場合には、管理運営のそういう厳しい問題が暗礁に乗り上げて、今まで駐車場ができてないんですけど、この鳴滝地区の市営駐車場については、市営駐車場というものはないんです、結局これだったら。あれは市営駐車場でないでしょう。公有財産にかかわらず条例はつくられてないし、これは法律違反と違うか、明確な。施行規則もない、賃貸契約と。管理しとるのは、全く市でないでしょう。これ、法律違反と違うの、この市の駐車場運営は。

議長（重里 勉君） 金田同和対策部長。

同和対策部長（金田峯一君） 駐車場につきましては、行政財産ということで同対部の所管で市が管理しております。その中で運営方法につきましては、一番適切な運営管理というようなことでそういう方法を考えていきたいというように考えております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 議長、議長、その運営では法律違反は明白ですから、それではちょっと納得できませんな。

議長（重里 勉君） 金田同和対策部長。

同和対策部長（金田峯一君） 施設管理につきましては、当然泉南市が管理していきたいというふうに考えておりますし、運営方法につきましては、地域の利用する方の利用方法によって適正な運営管理をしていってほしい

たいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） 公営駐車場は委託することができるねん、必ず。委託することはできるんですけどね、これは駐車場管理条例をつくって、その条例の下に施行規則をつくって改めて委託できる。上牧町の駐車場条例にこう書いてあるんですわ。これは全国どこ行っても同じ条例なんです。施行規則の中に管理業務の委託となっとるんです。それで、自治会や何か委託する。これはもうそれでオーケーですわ。何もないのに何で委託するの。何を委託するわけ。条例に基づいて委託するんですよ、これ全部。法に基づいて、これは。だから予算が出るんですよ。条例に基づくから民間にも委託できるんですよ、これ。何も委託できないよ、どこにも。だれに委託したの、これ。完全に法律違反や、これ。法律に基づいて委託するんだったらオーケーですわ、それで。そしたら、これから何もなく市がしてくるわけか。

議長（重里 勉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から駐車場問題につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

ただいま部長の方からも鳴滝地域の駐車場につきまして御説明を申し上げましたが、これにつきましては成田議員も御存じのとおり、地域改善事業で特別対策として駐車場を設置したものでございます。それ以後、設置後、市が直営で長い間管理をしてまいりましたが、やはりこの駐車場につきましては、地域の住民が自主的に管理をしていただくのが一番いいというような観点から、ただいまそのような方向でお願いをしているところでございます。まだ実現には至っておりません。

ただ、先ほど市長におきましても、一丘駐車場についても、もし公団がその土地を預かって駐車場設置は難しいという返事が来た場合には、1つの案として、一丘の自治会等をお願いしたいと。そういうものの内容と同じ形でありますので、ひとつ御理解のほどをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） 時間がもったいない。私は公有財産については、設置条例をつくって施行規則をつくと。そして、業務委託すると。これが

全国的な公有財産の管理の流れ、もう当たり前のことですわ。だから、ここにある条例というのは、どこの市町村に行ってもあることだからね。地方自治法の244条の2、何ぼそういうことを言っても、これ違反ですわ。これに基づいて施行規則、条例をつくっとるんですからね、これを改めなきゃならないんじゃないですか。改める必要があると違いますか。改めたらええんと違うか。改めろと言っとるんやで。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 関連といいますか、鳴滝の問題が出ておりますが、鳴滝の方は先ほど助役が答弁したような方向で今検討いたしております。

それから、御指摘の上牧町の件は、これは市営の有料、営業体としてのやり方ですね。その場合は、当然条例、規則、あるいは特別会計を含めた会計処理をするということでございます。公団の方は、今後どういう形でいくかというのは、これから相手がまだ管理運営主体が決まっておられませんので、それが具体化した時点でいろんな角度から検討したいと、このように考えております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 市の管理形態が地方自治法で条例をつくらないということはないですよ。私は正式に法に基づいて、公有財産の法に基づいて改めなさいて市長に言うたんやで。駐車場そのものは別として、そういう方法で貸しなさいよと、無料でも。無料契約でもそういう方法で貸しなさいて市長に言うとりんやで。法に基づいた、何も難しいこと言うとのと違いますわ。そういう方法で無料でもいいから、別にそういうふうに賃貸契約を結べと、駐車場運営条例を設けて。そういうふうに改める必要があると違いますかと市長に言うとりんですよ。市長、それをそうじゃない、管理運営で、それは市長、おかしいと違いますか。そういうふうに改めて管理運営することが正しいですよと、私はそう言っとるんですよ、改めなさいという考え。市として改めなさいということですよ。市長、どうですか。何も難しいこと言うてないで、市長に。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 鳴滝の方は無料で従来から市管理という形でやってきております。今回もそういう形を想定してるわけございまして、あと実際の運営といいますか、これについては、地域の方々をお願いするのがい

いんじゃないかという方向で今検討いたしているところでございます、まだ結論までは至っておりませんが、そういう方向で今検討しておるということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） いや、市長ね、法にのっとった条例は必要ないということですか。再度もう一遍聞きますけど。その点ですよ。条例は必要ないと、鳴滝の場合は。そういうことですか。あくまでも公有財産の設置、そういう条例は要らないと。あくまでもそういうことですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 従来から直営という形で実施をしてまいったところでございます、今回の二十数台のところも基本的にそういう方向で今検討しているところでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） 何分まで。

議長（重里 勉君） 20分までです。

2 1 番（成田政彦君） 市長ね、私は管理運営について、公有財産の管理については、無料であろうが有料であろうが、設置条例を設けて施行規則を設けて業務委託するということになつとるんですけど、その法律を、地方自治法の法律を市長みずからそのことを認めなされないと。改めようとしなないということですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 何回も申し上げますが、直営方式でやっているということでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） 私はこのことについては、重大な懸念を持って、本来ならば市営駐車場については、条例をもってやるのが地方自治のあるべき姿と思うんですけど、市長からは明確な答弁をいただかれないと私は思います。まことに残念であります。

次に、海会寺の問題ですけど、市長と教育長にお伺いしますが、私どもの調査によれば、海会寺史跡埋文センターの横にパチンコ店が建設される計画があると伺いしとるんですけど、埋文センターの横にパチンコ店が建設される、その隣に並ぶことについて、市長並びに教育長はどんな見

解を持っているか、まずお伺いしたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 都市計画法上は建てられる区域ということになっております。埋蔵文化財センターも準工業地域ということでございまして、史跡保存等は当然やっております。文化財センターにつきましても、その史跡公園を保管し、またいろんな歴史的な遺産を保存あるいは加工あるいは展示をする施設として建設をいたしているところでございまして、パチンコ店という話は、まだ具体的にそういう事前協議等も出ておりませんので、余り内容はわかりませんが、一般的に言うならば、法的には建てられるけれども、ないにこしたことはないのではないかと、このように思っております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 教育長はどうですか。

議長（重里 勉君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 成田議員の御質問でございしますが、今市長からもお話しございましたけども、この問題につきましては、特に我々教育委員会といたしましては、公式な話としてはお伺いしておらないところでございしますが、過去昭和62年の12月に国の史跡指定を受けまして、市民の歴史遺産あるいは憩いの広場としての整備をしてきたところでございます。引き続き現地から発掘された文化財は、埋蔵文化財センターにおいて市民のために開放し、あるいはまた活用していきたいという目的がございします。近隣にそういった施設ができるということにつきましては、今ここで明確な答弁をすることは大変困難かと思っておりますが、必ずしもその環境にそぐうものかどうかということでは、ちょっと懸念をいたすところでございします。以上です。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 都市計画課に聞くんですけど、大苗代のあの地域に業者からパチンコの云々について相談はあったのかどうか、ちょっとお伺いします。

議長（重里 勉君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） パチンコ店の出店の事前協議につきまして御説明申し上げます。

今現時点では、事前協議は提出されておられません。事前相談ということが1回ございましたけども、現在は出ておられません。仮にパチンコ店出店の事前協議が提出されましたら、関係法令、また泉南市の指導要綱に基づきまして適正であれば、経由事務を行っていくということでございます。

なお、パチンコ店等の風俗営業の開発につきましては、泉南市ホテル等建築審査会に諮りまして御意見等をお伺い、答申をいただくようになっております。その上で開発指導要綱に基づいて地域住民等関係者と十分協議をしていただき、また周辺的环境とできるだけ調和のとれた建築物となるよう行政指導をしてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） わかりました。来たということですね。現地では、実際具体的にかなり詰めのことを業者が動いていることを私は調査しとるんですけど、市長にお伺いしますけど、「広報せんなん」7月号には、海会寺ついによみがえるということで、私は泉南市はお城とか過去の遺跡がないとは言わない、多分昔あったろうと思うんですけど、まあ心のふるさととしてそういう海会寺遺跡があるということで、今度この1日に史跡公園がオープンしたんですわね。市としてはこれだけ——泉南市の新名所、ここまで言い切って海会寺の史跡公園を大々的に市民に宣伝してます。私は一丘団地に住んどって、心のふるさととしてこういう施設ができるということに非常に誇りを持つとったんです。歩いても行けるし、ある日突然パチンコ屋があそこにできるということで、議員というより一市民としてショックを受けたんです。埋文センターは昭和58年から約10年以上かかって、市はどれぐらいのお金をかけて国史跡にし、やってきたんですか。多大な努力をしとるでしょう、これには。ちょっとお伺いしたいんですけど。

議長（重里 勉君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 埋文センターとのことでございますが、多分海会寺跡広場の件だというふうに解釈いたします。

総額で5億2,300万円でございます。年度につきましては、平成6年度まで4年間の国及び府の事業として実施をいたしました。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） いや、埋文センターを入れたら幾ら。埋文センターの総額。

議長（重里 勉君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 先行取得をいたしております用地費も入れて、18億4,000万程度でございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） そうすると、この海会寺の公園史跡と埋文センターの二つで、実に23億というお金をこの新名所に対して市はつぎ込んだんですわ。そして、まさにこれは泉南市にとって、僕は誇れる新名所になると思うんですけど、市長はさっき僕に対する答弁で、何かもうしようがないと、こういう答弁をされたんですけど、金額的にもこれだけお金かけてつくった立派な、これからできるんだから、この施設に対してやっぱり泉南市の文化財、誇れる施設だということで、何らかの手をこのパチンコ問題に対しては、私は何も大苗代地区でなく、泉南市民に対してもきっぱりした態度をとる必要があると違いますか。その点、どうですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市の場合は、ホテルとか、いわゆるラブホテルは建築規制条例、そしてこういう風俗営業に係るものについては、他市よりも厳しい審議会を設けまして、そちらの方でいろいろ御審議をいただくというシステムをつくっております。ですから、それは事前協議が出た段階と、こういうことになるわけでございますが、まだそういうところまで至っておらないということでございますから、もし事前協議が出れば審議会に諮問をしたいと、このように考えております。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） 出てきたら諮問をしたいということは、できちゃうということも前提になりますからね、だから市長としてこういう施設が海会寺史跡、埋文センターの横に出てきた場合、市長はこういう史跡に対してどういう立場で諮問するのか。それが大事ですよ。違いますか。どうですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 審議会に諮問する場合、こちらから諮問する側から予断を持ってするというべきものではございません。あくまでも審議会に御

審議をいただくというのが、これはどんな審議会でもそうですが、筋でございます。

ただ、その周辺の状況とか経緯とか、あるいは御指摘のありました環境と申しますか、そういう面の御説明は、十分今まで以上に詳しくした上で審議をいただくようにしたいと、このように考えております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） だから、僕は最初に市長に答弁を求めたように、そういうパチンコなどの施設がこの埋文センター、海会寺国定史跡公園の横にできることについて、市長はそのときにどのような立場で臨むか、そのことが私は重要やと思うんですわ。23億かけて、正直に言ってショックを受けたんや、僕らは。そういう点でどうですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 開発行為そのものも法に基づいて出されてくるわけがありますから、我々は法あるいは条例、規則その他によって仕事をやっているわけがありますから、それはひとつきちっとベースに置いていただきたいというふうに考えております。

それから、先ほど申し上げましたように、本市では特別に審議会も持っておりますから、まずそちらの方へ諮問をして、そして答申をいただきたいと。その上で最終的に市は判断する、こういうことでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） ここに書いてあることをそのまま市長にお伺いしたいんですけど、ぜひ一度現地を見てください、白鳳文化のロマンがきっとあなたの前によみがえるでしょうと。パチンコの火が見えるのではないんです。白鳳文化のロマンがあなたの目の前に見えるんですよ、市長。私はそう思ってるんです。

私はもう1つ、今後の文化行政として、泉南市には景観条例というのはないんですけど、今後文化財保護については、やっぱりそれを規制するような条例、そういうものがやはり文化を誇る泉南市には私は必要だと思うんですわ。少なくとも例えば海会寺史跡の100メートル以内にはそういうものをつくっていけないという、これは全国、奈良でもどこにもあるんですけど、景観条例をつくるなどして、やっぱり積極的にそういう文化財を、さっき教育長が言われましたように、歴史的なもんについては、教育

的な観点でも保存、そういう必要があるということ、泉南市の子孫代々に受け継ぐためにも、私は断固としてこのパチンコ問題、そういう文化遺跡につくることに対しては、市長のこういう態度が必要だと思うんです。最後にもう1つお伺いしたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。もう時間です。簡潔に願います。

市長（向井通彦君） 海会寺だけに限りませんが、市内でそういう環境あるいは地区指定ということも含めて、いろんな角度からこれからの都市計画というのは考えていく必要があるというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 以上で成田議員の質問を終結いたします。

次に、26番 真砂 満君の質問を許可いたします。真砂君。

26番（真砂 満君） 社会民社市民連合の真砂 満でございます。重里議長の許可をいただきましたので、1995年第3回定例会における一般質問を行ってまいります。本会議初日のこの時間帯、疲れも出るころではございますが、ひとつ時間までよろしくお願いを申し上げます。

さて、1993年の政権交代と55年体制型政治の崩壊は、政界再編の動きを加速化させ、政党と国会議員の離合集散を促し、現在もその過程にあり、ポスト冷戦とポスト55年体制の新しい政治秩序は、いまだにその全貌を見せていません。

私はさまざまな選挙を通じ、政治、政党の流動化はさらに激しくなるものと認識すると同時に、この政界再編のスピードに追いつき、追い越すためには、政治の流動化を受けとめ、新しい政治勢力の結集が不可欠であると考えております。その新しい政治勢力の結集は、国民主権、恒久平和、基本的人権を内容とする憲法を創造的に発展させることを基本的理念に据え、地球環境の保全、福祉社会の実現、社会的公正の追求、女性と子供の地位向上などなどの課題に全力を挙げる社会をつくり上げることを目標にする集まりが求められていると考えます。

地方分権が強く叫ばれる今日、中央のみならず我が市議会においても再編の必要があるのかもしれませんが。私は今日までも新しい市民党として、先ほど述べさせていただきました基本的な理念で、また政治課題について取り組んでまいりましたし、これからもさらに追求をしていきたいというふうに考えております。

では、そういった姿勢で事前に通告をいたしております大綱6点につい

て、市長並びに理事者にお伺いをいたします。

1点目は、国勢調査におけるプライバシー保護についてお伺いいたします。

全国都道府県、市区町村の人口や世帯の実態を明らかにし、国や地方自治団体のさまざまな行政施策の基礎資料として役立つ統計を提供するために5年ごとに行われてきました国勢調査が、来る10月1日を調査期日として全国で一斉に実施されます。この国勢調査の利用は、法令に基づき我々の議員定数の決定、地方交付税、交付金の算定基準などなどに利用し、将来人口の推計や人口分析に必要であると説明がされております。

しかしながら、これまでの調査の中でも言われておりますように、人口調査項目以外はほとんど利用されておらず、我が市を初めとする多くの自治体では、この国勢調査結果をみずからのまちづくりに十分に活用しがたいとの実情があると報告されております。個別についても、いろいろとほかに合理的な方法があると思いますが、それ以前に全国1億2,500万人の調査される側の多大な負担やプライバシーについてどのように考えられておられるのか、甚だ疑問であります。

あと1週間もないこの時期に、国勢調査全体を議論するのもいかなものかと思いますが、個人のプライバシーについて泉南市ではどのような対応を指示しているのか、また住民の皆さんに国勢調査協力と合わせてプライバシー保護をどのようにPRをしているのか。苦情申し立てや抗議などについての対応も含めてお答えいただきたいというふうに思います。

次に、ごみ問題について何点か提案申し上げ、御見解をお伺いします。

ごみの減量問題は、数年来大きな社会問題化し、厚生省を初めとする取り組みの中でさまざまな法整備がなされてまいりました。泉南市におきましても、リサイクル条例を制定し、数年にわたりさまざまな施策を実施され、一昔前から比較しますと、新しい施策や試みは倍加し、取り組み姿勢の積極性は大きな評価を与えるべきであるというふうに思います。

しかしながら、私はさまざまな施策を実施する以前に、行政として当然持っていなければならないごみ計画の中で、そのことがやり切れているのかを検証してみますと、残念ながら全くなされていないことを指摘せざるを得ません。過日の新聞報道で、全国のごみ量が前年を下回った記事が報じられておりましたが、この減少原因が景気交代が主たる要因であること

を分析しますと、手放しで喜べないばかりか、見方によれば減量化が進んでいないと見なければなりません。泉南市も同じような傾向が見受けられ、より以上の対策が急がれます。これまでもいろいろと提案さしていただいておりますが、これからの時代では、今までのように出されたごみについて施策するより、もともと出さないようにする、そういったことが必要であると思います。

そういった意味では、各メーカーでもいろいろな製品が出されているところでもあります。その中で、生ごみを台所で細かく破碎し、ごみ量を20分の1にし、そのごみも肥料として利用できるという製品も出ているそうでもあります。例えば、ある住宅や団地で生ごみが一切出ない住宅だということになれば大変面白いと思いますが、いかがでしょうか。

また、一般家庭に市の指定袋を配布し、余れば還元を、足らなくなれば有料といったことを積極的に推進する時期に来ているというふうに考えますが、具体的に検討されるおつもりはないのかどうかお伺いしたいと思います。

3点目は、市営住宅についてお尋ねします。

さきの第2回定例会でも質問させていただいた市営住宅再生マスタープランは、本年度より住民説明を皮切りに、10カ年計画で25億円から30億円をかけて事業計画がなされているわけですが、従前よりの問題、いわゆる市営住宅払い下げ問題交渉を一方向的に棚上げし、補助金を受け、マスタープラン案を作成したことは、昭和40年代より行政と住民との話し合い並びに約束をほごにするものであり、住民に混乱をもたらすと同時に、行政の信義も継続性もかいま見ることができないと言わざるを得ません。

申すまでもなく上林町長、浅羽市長、稲留市長の歴代町長、市長は、当時市営住宅の払い下げを約束し、14カ所の市営住宅のうち10団地、125戸を既に払い下げ、氏の松、高岸、砂原の3住宅が未解決のまま今日に至っているわけであります。その未解決住宅の主たる原因は、土地所有権問題、二重地番問題であり、そのことは何ら住民側に過失がないばかりか、住宅建設当時の行政のミスが住民に今日に至って不公平な結果をもたらしていると言わざるを得ません。

そういった経過の中、当然のことながら当時の市長は、現在理事者が主張する通達をも十分承知の上、約束の信義を重んじ、公平公正の原則、行

政の継続性を追求してきたところであります。にもかかわらず平島市長は、一方的で住民と話し合いをしましよと約束しながら、その後何らの会合も開催せず、払い下げと逆行する本マスタープランを指示したものであります。

そういった経過について、向井市長は当事者である住民の皆さんにどのように説明をし、どのように御理解をいただくのか、私が先ほど述べさせていただきました信義、また公正公平並びに行政の継続性の3点を含めて見解を明らかにしていただきたいと思ひます。また、通達以外の住宅払い下げに対する問題点もわかりやすくこの際明確にしたいと思ひます。

大綱4点目は、市営葬儀について、前回に引き続きお尋ねをいたします。

市民生活の改善の一環として、市営で安く葬儀を実施してほしいとの市民の小さな声を前回議会で取り上げ、市の考え方を聞かせていただきましたが、時間の都合上、再質問もできないままに終わりましたので、改めてお聞きをしますが、前回の理事者答弁は、阪南各市の取り組み実態を把握し、市民ニーズを一定理解を示しながら、検討する以前に業者の営業権を回答するなど、行政の原点を忘れた答弁に、傍聴に来られておられました市民の方々からも失笑を買っておったのは、記憶に新しいところであります。

その中であって、関係部署に調査依頼をする旨の回答が後向き回答の中で唯一の救いでありましたので、6月以降具体的にどの関係部署に何の指示をし、何を検討されたのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、ラブホテル建築規制条例について質問します。

快適で良好な市民の生活環境の実現と青少年の非行化防止などの実現に資することを目的に、いわゆるラブホテルの営業を行う施設の建築に対し、必要な規制を行っていることは、承知のとおりでございます。本条例は、届け出や規制区域等を条例で定め、施行規則の中で構造並びに設備について事細かく定めが設けられているところであります。そういった意味では、泉南市ではラブホテルと定義づけられる建築物は事実上建てにくくなっており、実際ラブホテルとして届け出をしたという話を耳にしたことがないということは、現在のところ1軒も営業されておらないはずであります。現実はどうなっているのでしょうか。私には、少なくとも市内に数カ所ラ

ブホテルらしきものが現実に営業されていると認識をいたしておりますが、理事者の皆さん方の御見解をお伺いしたいと思います。

最後の6点目は、総合福祉センターの工事入札についてお聞きをさせていただきます。

総合福祉センターの工事入札が過日執行され、本体、電気、設備の各工事ともうわさどおりの業者が落札され、仮契約を結び、本定例会で契約についての議案が審議されます。これまでの工事の入札について、私はさきの定例会で警告の意味も込めて、行政の姿勢をお聞きした経過があるだけに、今回もいろいろなうわさが飛び交う中、3業種ともその中の業者が落札されたことは、残念でなりません。

ところで、私の記憶では、総合福祉センターは一般競争入札を初めて取り入れるということで行政を進めていたと理解いたしておるわけですが、早い段階で契約行為を残すだけになっていた入札が、8月になったこととあわせて指名競争入札とした理由は何なのか、お伺いしたいと思います。

また、3業種の業者指名は、いずれも経審点何点以上の業者ということで指名が行われていると思われませんが、選出業者の中には、指名願を出さずだけで一度も営業にも来ない業者が選ばれ、逆に経審点から見ても当然選出されるべき業者が漏れるなど、不可解なことが起こっております。紆余曲折の中、やっと建設の段階になり、一日も早く福祉行政の拠点を強く求められている今日、福祉行政の充実を標榜する向井市長、今回の入札について政治的な判断が働いて執行を指示されたのか、お尋ねをしたいと思います。

以上、大綱6点について理事者の御見解または取り組みについて御回答をいただきたいと思います。答弁によりましては、自席より再質問させていただきます。壇上からの質問を終わります。

議長（重里 勉君） ただいまの真砂議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 市営住宅の問題について御答弁を申し上げます。

市営住宅問題につきましては、本市の住宅施策は非常に厳しい転換期を迎えておりまして、現状の住宅は、量、質及び面積等におきましても決して住環境が整備されているとは言いがたいと思います。木造市営住宅の建てかえ計画を作成し、議会に御報告させていただいたところでございます。

が、本年2月に入居者の方々より住宅の払い下げの要望が出され、これまでに数回代表の方々とお話し合いを重ねてまいっております。経過については、先ほど真砂議員が言われましたけれども、稲留時代までは要するに払い下げが可能な時期であったかというふうに考えております。50年に通達が出た以降、その払い下げそのものが非常に厳しい状況になってきたということが1つあります。

それから、平島前市長になってから一度、そういう話し合いがあったということですが、そのときも住民の方からは、払い下げの要望があったということですが、当時の市長としては、今後具体的にそういう今までの経過も含めて代表者の方々と話し合いをしていこうということのお話はあったようではありますが、その後数年間そういう話し合いがなされてこなかったという経過がございます。

私になりまして、そういうお話をこの2月にいただきまして、過去の経過も調べさしていただき、また入居者の方々の御意見もお聞きする中で、以前平島前市長が話されたそういう代表の方々とお話し合いということ再度やろうということで、現在その方々とお話し合いをしているという状況でございます。

ただ、社会状況の変化等、払い下げそのものが全国的に非常に厳しい状況になっているということも現実でございます。担当の方で府とかいろいろな関係部署と協議を進めてまいりましたけれども、なかなか府の方としても明確なお話がないという中で、先般9月18日に私が府庁へ参りまして建築部長と面会をいたしまして、過去の経緯をお話し申し上げますとともに、この50年の通達ですね。これの中身あるいは具体の対応、そして実際にそういう払い下げというものが可能なのか、あるいはだめなのか、この泉南市の状況を踏まえてひとつ泉南市の話を十分聞いて、その上でひとつ相談に乗ってほしいというお話を申し上げ、建築部長も担当課に指示をするという回答をいただいております。その後、すぐに担当部署より私どもの事業部に連絡があったようにも聞いております。府としてもこの問題につきましても、明確に、あるいは積極的に今後のこの市営住宅のあり方についてひとつ考えたいということでございますので、建築部長からも少し時間が欲しいというお話がございました。

一方では、住民の方々とは、一応ことし中に一定の結論を出すというお

約束というか、申し合わせになっておりますので、その旨も建築部長にも申し上げて、可及的速やかに府としてもひとつ対応方を検討してほしいという申し入れをしてきております。

そういうことをごさいますして、いずれの方向になるにしても、やはりきっちりと私自身も整理したいというふうに思いますし、またその内容を正確に入居者の方々にもお話をしてお話をして御理解を賜らなければいけない問題でございまして、府と一緒にこれからもう一度早急に整理をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それから、2点目の問題につきましては、いろんな角度からの入札方法というのは、検討していたのは事実でございます。その中でいろんな期間的な問題も含めて、指名委員会等でも検討された結果ということでございます。詳細については後ほど助役より御答弁をさせますが、そういう経過でございます。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） それでは、私の方から真砂議員の方からの御質問のうち、市営葬儀にかかわる部分と総合福祉センターの入札についてお答えしたいと思います。

まず、市営葬儀の件でございますが、市営葬儀の御質問につきましては、さきの6月議会でも当時の吉川助役の方から御答弁申し上げましたとおり、各般の事情を考えますと、早急に結論を得ることはなかなか難しい問題であるというふうに認識をしておりますが、6月議会におきまして御指摘を受けましたので、阪南各市におきまして市営葬儀を実施しております自治体の調査を現在行っているところでございます。既に岸和田市や貝塚市の状況につきましては把握しておりまして、両市とも供花や賄いを除きますと約10万円程度で葬儀が行える料金となっておりますが、現状といたしましては、全市民が利用しているというような状況ではございません。

いずれにいたしましても、本市といたしましては今後さらに各市の状況の調査に努めるとともに、研究検討を加えていかなければならないと考えておりますので、御理解を賜りたいと考えております。

その次に総合福祉センターの入札問題でございまして、まず第1に、一般競争入札という方向がどうして指名競争入札になったのかという点で

ざいます。

総合福祉センターにつきましては、平成9年3月末日完成を予定している関係上、9月議会に議案を上程することが工期的に見て最終的な期限というふうに判断しております。この工事につきましては、その規模等から考えましても、従前の議会の議論なども踏まえまして、制限つき一般競争入札を導入すべく事務作業に入ったわけですが、制限つき一般競争入札につきましては、指名競争入札と比べまして入札執行までに多数の日数が必要でございまして、日数の短縮を含め鋭意努力をさしていただいたのですが、結果として制限つき一般競争入札を実施するには日数的に困難な状況に至り、やむなく指名競争入札にて実施したものでございます。この際、指名競争入札でも競争性ということを一層確保するため、指名業者の数につきましては、本市の基準では通常10社のところを20社というふうにしたところでございます。

その次でございしますが、その入札における指名の基準という点でございしますが、総合福祉センターの建築工事におきますジョイントベンチャーのメイン企業、いわゆるAグループの業者の選定基準につきましては、国の経営審査事項審査点数が1,800点以上で泉南市の指名業者として登録しております業者、これは35社でございますが、この中から指名停止、手持ち工事のある業者を除きまして、経審点の上下、経営状況、技術適性、工事実績等を考慮いたしまして、泉南市建設工事指名業者等選考委員会の審議を経て選定したものでございます。

なお、Bグループにつきましては、経審点1,500点以上の中から同様な形で20社、電気設備業者につきましては経審点の高い業者から手元工事のある業者を除きまして20社、それから機械設備業者につきましても同様、指名停止中の業者を除き20社ということで選定いたしまして、同じく選考委員会の審議を経て選定したものでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） 大綱第1点の国勢調査についてということでお答えを申し上げます。

国の委託事務ということで、5年に1度国勢調査が行われます。当然、国・府の指導のもとで我々が現場を受け持ちまして作業をいたしておるわ

けでございます。プライバシーの保護ということでございますが、本市といたしましては、広報等でのPRは特に行っておりません。しかし、この問題については、調査を行う上で最も重要な点だと考えて作業を進めております。近隣の市などでは、自治会単位で調査をお願いしている場合もあるようですが、本市は約300名の調査員の中でその半数近くを市職員で、残りは登録調査員や国税調査の経験者で調査をお願いして、説明会におきましても、調査票の提出は密封して提出していただける旨を説明するなど、この点につきましては特に遺漏のないように注意を促している次第でございます。

なお、この問題は、我々市の担当の方からも事あるごとに調査の現状を踏まえ、府の担当者にも同様の要望、問題点を提起いたしております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 答弁漏れがあったので、続けてやってください。

総務部総務課長（山野 豊君） 申しわけございません。答弁漏れがございましたので。

当然、調査期中は、さまざまな苦情等が寄せられます。苦情を初め御質問もございますけども、先ほども触れましたけども、調査の期中は、9月23日から8日ということでございますけども、我々事務担当においては、9月20日から10月15日まで土・日を問わず夜9時までその対策を行いまして、市民の問い合わせや苦情に対して即時対応するよう体制をとっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 木岡清掃課長。

市民生活部清掃課長（木岡敏雄君） ごみ減量についての抜本的な取り組みについて御答弁申し上げます。

ごみ減量化推進は行政の大きな課題であると認識し、本市におきましてもあらゆる減量化対策を推進してまいりました。

今後の抜本的な取り組みにつきましては、市民及び事業者向けごみ減量化のためのパンフレットによる啓発の実施、並びに今般容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律が成立され、これに伴い、分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の確保が図られ、資源

循環型社会が構築されていくものと確信するところであります。

本市におきましても、この法の趣旨に伴いながら、一般廃棄物処理計画に将来的展望を見据えた中で段階的にごみの排出量抑制を行い、ごみが出ない社会づくりを目指し、ごみ処理機の検討や指定袋等の検討もこれからの施策において努力してまいりたく存じますので、よろしくお願いいたします。

議長（重里 勉君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） ラブホテル条例について、全般的なことについてお答え申し上げます。特に、ラブホテルが市内にあるかないかということについてお答え申し上げます。

まず、旅館及びホテル等の開発の流れについて説明させていただきたいと思っております。

泉南市ラブホテル等建築規制条例に基づいて旅館及びホテルを計画しようとする場合には、建築計画届け出書の提出を求めています。提出がされれば、まず開発審査会に諮り、問題がなければホテル等建築審査会に諮り、答申をいただくことになっております。答申をいただいた後、再度開発審査会に図り、関係法令及び泉南市開発指導要綱に基づき行政指導を行います。指導内容等が満足されれば、開発申請もしくは建築確認申請の経由を行います。その後、建築中に立入調査等を行い、ラブホテル建築規制条例等に適合しているかどうかの確認を行います。このような経過を踏まえますので、現在のところ泉南市内にはラブホテルがないと考えております。しかしながら、その後の部屋等、または紛らわしいネオン等も考えられますので、良好な生活環境の実現と青少年の非行化防止の観点から、今後とも立入調査等を行い、ラブホテル建築規制条例に適合しているかどうか調査の上、適宜指導をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 若干時間も残っているようでございますので、自席の方から再質問をさせていただきます。

まず、順番に行っていきたいと思っております。国勢調査の件でありますけれども、今山野課長の方から、プライバシーについては最も重要であると認識をしているというような御答弁があったわけですが、それならばなぜ広

報にそのこともきちっと載せなかったのか、疑問であります。

それと、調査員に対して当然研修はされておるといふふうに思うんですけども、ことプライバシーや人権に関して、それじゃ具体的にどのように研修をされたのかですね。今の答弁でしたら、個別の過程でその旨の説明をするということですよ。そのことがきちっとできる体制であったのかどうか、お聞きをしたいといふふうに思いますし、密封のほかにも、本人が直接役所の方へ持っていったり、郵送でもできるように今回なっているはずなんですけど、泉南市ではそのことができるのかどうか、その辺もあわせてお聞きをしたいなといふふうに思います。

それと、ごみについてでありますけど、木岡課長が清掃課に行かれてもう何年になられるんでしょうかね。もう結構なりますよね。その間、私も清掃におりましたので、昔の清掃行政のやり方というのはよく存じ上げているわけですが、それに比べるといろんな施策をされて改善もされて、積極的にされているといふふうに思います。

ただ、私がさっき言いましたように、これからの時代、出しているごみをどうやこうやる時代じゃないわけですから、やっぱりもとから出さないような形で検討する必要があるんじゃないかなといふふうに思いますので、先ほどある1つの製品を紹介しましたが、そういうふうな形、非常におもしろいような形の案をぜひとも出していただきたいといふふうに思いますし、ごみ袋については、よく言われています出雲方式ですね。そういった形もほんとにそういった時代に来てるんじゃないのかなといふふうに思いますので、今の私が質問しましたその2点について、再度突っ込んで御回答いただきたいなといふふうに思います。

それと、市営住宅の問題でありますけれども、通達ですよ。確かにそのことは前回もお聞きをいたしましたので、通達があるということは理解をいたしているつもりであります。

しかし、ここに役所が出された資料だといふふうに思うんですけども、市営砂原住宅に関する経過という1つのメモがあるんですけども、通達が出ていても市としては払い下げを前提に所有権の移転登記の請求の裁判を行っておるわけでありまして、これが昭和60年の9月に移転登記が完了されているわけでありまして、とすれば、以前の市長さんというのも当然通達文というものが、先ほど私も壇上の方でも言いましたけども、通達をわ

かっていながらでも、やっぱり住民の皆さん方に約束をしたことは、継続性をもってやるということの姿勢でやられてきたのではないのかなというふうに思いますし、既に125戸の住宅が払い下げられているわけですから、その方々との不公平さがやっぱり生じているわけですから、住民の要望にこたえるべきではないのかなというふうに考えてます。

市長の方が9月の18日に市長みずからが建築部長のところに出向いて、この問題について積極的に対応するという姿勢が示されました。そのことについては、評価をいたします。加えて12月中に——本年度中ですね——にも解決をしたいということでもありますので、積極的に住民の皆さん方と話し合いをしていただきたいなというふうに思います。

それと、市営葬儀でありますけれども、今議会初めて福田助役に答えていただきましてありがとうございました。ただ、助役さん、非常に申しわけないんですけども、全市民が——他市の例ですよ。全市民が利用していないから市営葬儀ができない、そんなことはあり得ないはずですよ。ある市で市営葬儀したら、全市民が利用せないかと、こういうことにはなっていないはずなんです。ですから当然なんですよ、利用してないのは。当然、業者の方もありますので、その選択は市民がすればいいことでもありますから、ちょっと訂正をしていただく必要があるのではないのかなというふうに思います。

ただ、さっきも言いましたように、各市、特に近くの阪南各市でそういった市営葬儀、格安で利用できる市営葬儀が現実に行われているわけがありますから、泉南市ができないという理由にもならないというふうに思います。前回は答えの中で業者の問題とか職員の体制の問題ができない理由だというふうに言われましたけども、確かにそういった問題があるかというふうに思いますけども、市民の皆さん方がそういった要望がある以上、やはり前向きに検討していただかなければならないわけがありますから、先ほどの答弁では、阪南各市の状況を指示をして今資料を集めてるところだというふうに理解をいたしますけれども、せめて窓口ぐらい決めていただいて、前向きに検討していただくつもりはないのかどうか、再度お伺いをしたいというふうに思います。

次に、ラブホテル建築規制条例についてであります。

馬野課長が答弁されたのは、役所の答弁としては当然そのとおりだとい

うふうに思います。開発審査会、建築確認も当然そのようになっているとは思いますが、私はそういったことは十分理解をしながら、今回質問させていただいているわけなんですけども、それでは現実はどうなっているんやということなんですよね。やっぱり大事なものは、現実どうなっているんやということでもありますから、今市長初めそちらに約30人ぐらいの理事者の皆さんがおられます。泉南市でラブホテルが1軒もないと自信を持っておられる理事者の皆さん、手を挙げていただきたい。

ラブホテルは1軒もないんですか。泉南市の理事者の皆さんはそう思っているわけですね。手を挙げないということは、そうなんですよね。手を挙げないということであれば、市民の代表として非常に恥ずかしいなというふうに思います。思いますと同時に、そういった理事者の皆さん方に市政を任しているというのも、非常に問題があるのじゃないのかなというふうに思います。それならば、間もなく国体も開催されますので、すべてビジネスホテルだという認識のもとであれば、国体に来られる方、今のホテルに宿泊をさせなさい。そういうことも含めて答弁をいただきたいというふうに思います。

それと、福祉センターでありますけれども、入札についてはさまざまうわさがこれまでも飛び交って、前回の議会でも警告を発しさせていただいたつもりであります。市長の方に今回の入札について、政治的な判断がなかったのかお尋ねをしたんですが、そのことには触れられなかったようでありますので、再度お聞きをしたいと思いますが、今回のこの入札について、業者名を言うことはどうかというふうにと思いますが、経審点からの関係から見れば、トップのところは抜けてるんですよね。それと、指名停止と進捗を待っている業者以外にも、数多くの業者があるはずなんですけど、その部分を飛ばしているわけなんです。これは一体何なのかと。うわさの話が現実であるとするれば、その業者は外さなあかんというよううわさが飛んで、現実を外れてるということになれば、うわさどおりやということになるわけですが、そのことの説明はどうされるのか、お伺いをしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 入札について、私にということでございますからお答

え申し上げます。

まず、入札方法等について、先ほど助役の方から説明がありましたけども、いろんな角度から検討した結果、指名委員会で指名競争入札がいいという結論になったということで、その報告は受けました。私は、それは委員会で決まったことであればそれでいいんじゃないかということを申し上げました。

それから、指名業者そのものについては、ある一定の範囲の中から選ぶというのが指名競争入札の指名制度でございますから、なぜこの業者が入っていないかというようなことについては、個々にお答えすべきではないというふうに思っております。アウトラインは先ほど指名委員長の方から御答弁申し上げたとおりでございますして、これも指名委員会で指名されて、私はそのまま承認をしたと、こういう結果でございます。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） それでは、私の方から市営葬儀の件につきましてお答えいたします。

まず最初に、全市民が利用していないということがやらない理由ではないよと、こういう御指摘でございますが、確かにそのとおりでございますして、私どもはやらないという理由づけで言ったということではございません。現状といたしまして、全市民が利用している状況にはないという調査結果であるということでございます。

それともう1つ、窓口も決めてということでございますが、これは早急に窓口も決めまして、先ほど申し上げたとおり、各市の状況の調査研究という形でやってまいりたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） 国税調査についてということでございます。

なぜ広報紙で密封用封筒等についてPRしないのかということでございますけども、先ほどもお答えさしていただきましたけども、国の委託事務ということで、国・府の指導のもと、我々が現場で作業をしているということでございまして、我々の方からもそれについての問題点は、さまざまな機会の中でお話ししたり要望さしていただいたりはしているわけでございます。

ただ、先ほども申しましたように、このプライバシー問題については、

非常に我々としても気を使っているところがございます、調査員説明会の中でもこの密封用封筒で出していただける旨のことは、記入の仕方という説明書きに書いてございまして、そこに書いているということをお必ず伝えてほしいということで説明はしているつもりでございます。

それと、封筒で出されてもよいということになったということでございますけれども、これは本来なら指導では、不在がちな世帯と申しますか、全く会えない世帯について、その封筒を入れて調査の協力をお願いするということでございますけれども、本市といたしましても、密封で提出するのちょっとどうかという世帯もあります。そういう方については、我々は先ほども申しましたように役所の方で待機しておりますので、当然役所の我々事務担当者が出向いて受け取る、またはその封筒をお持ちして市役所に送ってもらうというような用意はしてございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 木岡清掃課長。

市民生活部清掃課長（木岡敏雄君） まず、第1点目の生ごみの処理機の普及について御答弁申し上げます。

当然、ごみの減量化の一環として、1つの施策としては大変いいことというふうに私どもも認識いたしております。しかしながら、この処理機の現在の価格面とか機械自体の破碎に伴う騒音問題、そういうものがまだまだ改良される余地が残されているというふうに感じております。今後、全般的に普及拡大され、一般的に買い求められ、価格も安くなれば、当然機械の改良もされた時点において、本市においても考えていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

また、2点目のごみの指定袋とか有料化についての問題であります、当然将来的には考えなければならない時期が来るかもわかりませんが、有料化により自衛策として自己処分するなり不法投棄等もいろいろ懸念されるわけであります。そんな中で実施して、当面はごみ排出量が確かに減少したという事例のところもありますし、長期的展望を見ればもとに戻ってしまうのではないかという懸念も、いろいろ角度を考えなければならない問題も含んでくると思えます。

また、指定袋を一定量超えた分についての有料化の場合は、それを逆手にとりまして、ごみを細かく圧縮して袋に詰め込んで排出する場合もある

というふうなこともありますんで、それよりもまずごみの有料化や指定袋制より先に何をすべきであるかという考えをもちまして、本市におきまして減量施策のためのできる限りの方策を今までやってきたつもりであります。

また、有料化や指定袋で減量化をしなければならないということではありませんので、有料化しなければ減量できないというものでもないもので、今最も必要なことは、生産とか流通段階でのどのような資源節約とかごみ減量、リサイクルのシステム——今般の略して容器包装リサイクル法、これが適用されることによってごみの減量化が進むものと思われまますので、今すぐ実施するという考えは持っておりませんが、今後はいろいろな要素を見きわめつつ検討していきたい。

その中で、今般ごみの減量施策といたしまして、一般廃棄物処理計画の中で無作為による市民アンケートというふうな形で、もう既に発送いたしております。それと、減量化資源化推進協議会というのを設置しまして、各種団体の代表の皆さんを入れた中で、今後のごみ行政についてどのような形で盛り込んでいったらいいかというふうな形で、有料化云々とかいろいろなごみ袋の問題、そういう問題もこのアンケート調査の中に入れていきますので、そういう結果を見きわめた中で今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 真砂議員の住宅につきましての再度の御質問でございますけれども、積極的に話し合いをとという御質問でございましたが、私どもの方も今日まで入居者の方々とは、2月17日には3地区の合同交渉から始まりまして、その後3回話し合いをさせていただいております。また、市としても大阪府に対して入居者の方々の意向なりも説明をし、何回となく行っておるわけでございます。

また、9月18日には市長の方も建築部長の方に出ていただきまして、泉南市の経過なりについて説明をしていただいたという中で、先ほど市長からもことし中にお答えを出したいという答弁もございましたけれども、私どももできるだけ早い時期に——入居者の方からもことし中という要望も出ております。そんな中で国の方針なり大阪府の考え方、それと現在の市の状況も踏まえまして意見統一を図り、早い時期に住民の皆様方に十分御説明を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御

理解賜りたいと思います。

議長（重里 勉君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） お答え申し上げます。

今後とも議員指摘のそういうふうな行為、主に構造、設備等、その辺の変更があれば、ラブホテル建築規制条例等に照らし合わせて強く指導してまいりたいと、こう考えております。

そしてまた、国体の皆さんの宿泊をされたらどうかという質問でございますが、これにつきましては、国体準備室の方で宿泊計画を持っておるといいますので、私の方からは控えさせていただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 時間がないようですので、ちょっとラブホテルの件だけに絞って言わしていただきます。

開発審査会であるとか建築確認のときは、当然行政の皆さんはビジネスホテルとしてその書類をきちっと精査されて出されているわけです。これは認めていただくためにも、きちっとされているのは当然なんですよね。ただ、それを立ち会いの後、一晩のうちに改装されるというのは、これも常なんですよ。これはもう常識ですよ。わかってるはずなんです。役所の方もそのことはわかってるはずなんですよね。わかっててもそのことを認めようとしなない。そういった姿勢が私は問題があるのと違うかなというふうに思います。そういった姿勢であれば、審査のときに偽りの申請を出してて、でき上がりはまた違うんやということになるわけですね。ばかにされてるのと一緒なんです、市がばかにされて。そういうことであってはだめですよと、そのことを私は強く言いたいわけです。

そのことは、泉南市のホテル建築審議会ですか、その中でも各委員さんの方から指摘をされてますよね、課長。その中であなた方は答弁として、立入調査をしてでもやるというふうに言われておるわけですから、今建っている数カ所のホテル、そういった建ってから立入検査をされたことがあるのかどうかを最後にお聞きをして、時間ですよ。終わらせていただきます。

議長（重里 勉君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） お答え申し上げます。

私はこの4月に来たところですけども、来てからはほかの箇所につきまし

ては調査やっております。しかし、過去につきましては、完成した後、立ち入り調査をしたというふうに聞いております。

〔真砂 満君「営業した後は」と呼ぶ〕

事業部都市計画課長（馬野史郎君） （続）いや、今言うてるのは営業した後ですね、立入調査したということ聞いております。

議長（重里 勉君） 以上で真砂議員の質問を終結いたします。

3時50分まで休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時53分 再開

副議長（市道貞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出君。

6番（北出寧啓君） 新党さきがけ泉南市議会議員北出寧啓、ただいまから一般質問に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、政治改革、そして行政改革、そして環境保全について、続いて質問をしていきたいと思っております。

地方主権が全国を譴責し、熱い討議が繰り返され、地方制度調査会答申では、中央官僚による地方行政の統制の象徴である機関委任事務の撤廃が明記されたにもかかわらず、政府案は大幅に後退し、機関委任事務の撤廃には全く触れていない地方分権推進法が成立したにすぎません。政府つまり高級官僚が地方への権限委譲を拒む最大の理由は、明治政府成立以来培ってきた予算案の上程権等、既得権の死守です。地方公共団体は地方交付金、補助金等で完全に各省庁に縛られています。現在、新聞で逐一報道されているように、食糧費から支出される官官接待は、何とか予算を獲得しようとする地方行政職員、つまり地方公務員による各省庁の中央官僚に対する接待です。この中央官僚が権限委譲に激しく抵抗する表向きの理由は、地方行政制度、つまり行政当局は地方議会による団体自治が信頼するに足りないということに尽きます。

さて、地方行政を根っこで規定する地方自治法を幾らひもといっても、議員の役割は一向に見えてはきません。しかし、第1に、当選してきた議員は市民の代表である、言いかえれば住民自治の代弁者でもあり、市民の考えをその公共性、合理性にかんがみて政策化する機能並びに行政当局とその執行に関する監査機能を有していること。第2に、条例の制定、改廃、

そして予算案を初めとする数々の議案を審議し、議決する、あるいは決算を認定する機能を有し、自治体から報酬を受け取る特別職として、理事者ととともに団体自治の代表者であるということについては、おおむね経験的に確認できるでしょう。

地方議員も政治家のはしくれであるならば、定例議会、各常任委員会等で政策立案し、あるいは行政当局からの提出議案を重箱の隅をつつくような議論ではなく、本市のよりよき発展のために、基本政策に関する政策論争という形で前進的に審議し、決議に参加するべきでしょう。旧来から言いふるされてきている市長、つまり施策の執行者と、審議し、決議する権限を持つ議員との協力関係、いわゆる車の両輪論は、議案の提出、審議、決議、実施における批判的関係を前提とした協業者ということだと思えますが、行政の執行者としては、行政運営全般に関して議会議員に何を期待するのか、お答え願いたい。

もとより、地方公共団体の実務を担う地方公務員は、地方行政運営にとってのプロフェッショナルですから、職員は日夜最小の費用で最大の効果を上げられるか、またどのようにすれば市民サービスが効果的に行えるか、これを第一に考え、業務に励んでいることと思います。市役所は最大のサービス機関であるとは幾ら強調しても、し過ぎることはありません。こうしたことを日常の職務遂行に際して、とりわけ管理職はどのように考えているのか。総務部の課長級からの答弁をお願いします。

現在、600人余りの職員が庁舎内外で勤務についていますが、残念ながら中には胸にネームプレートをつけていない職員も相当数います。また、現在のネームプレートは、御老人にとっては特に名前が判別しにくく、襟で隠れると全く見えません。ネームプレートは一方で責任の所在を明示するという面があります。議員を職業にしていると、市民からの職員に対する感謝の言葉あるいは非難の言葉を頻繁に聞くわけですが、所在がいつも不明瞭でわかりません。職員一人一人はネームプレートをつけることで、自治体職員としての使命と責任を深く受けとめてもらいたいのですが、人事課の考えを伺います。昨今も市役所に電話で当事者の名前を聞いたら、偽名を使われたと怒っていた市民がおられました。

また、受付があるとはいえ、例えば福祉事務所などの所在は、初めてきた市民にはなかなかわかりにくいものがあります。また、新規の部の明示

がいまだありません。通路順を矢印で示すとか、それとともに各課の内容を具体的に玄関に表示するということは、簡単な市民サービスの1つだと思いますが、こんな簡単なことすら気づかないでは困ります。

また、市民課や受け付け業務を持った課なども、窓口サービスという観点から市民に接してもらいたいと思います。現在の国民健康保険制度等には大きな不満があり、ウナギ登りに上昇する保険料など高額を払い込む部署は特に市民の側に不満が多いわけですから、きめ細かな対応を望みたいものです。

さらに、カウンターに係員がいないときの管理職の対応が、全く市民を無視しているようだとの不満がよく聞かれます。もとより管理職は、原課の職員を統括することにあるわけですが、係員不在のときには、係員にかわって市民サービスに徹しなければいけない。さらには、係員に手本を示さなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

さて、課によって毎週のように土・日曜出勤を強いられる職員のいる課、あるいはすることがないのか雑誌を読みふけている職員がいる課とか、千差万別です。これには各課の特殊事情もあるでしょうが、どう見ても職員の合理的配置に問題があるように思えてなりません。

また、現在、法の制約があるとはいえ、文化ホール、図書館、公民館等の館長が果たして合理的運営にとって必ずしも必要ではないのではないのか。例えば、本市の庁舎外施設の館長は1人に集約するとか、そうした整理を図っていかなければならない時期に差しかかっているのではないのでしょうか。端的に言って、数人の職員しかいない館に具体的業務のない管理職がいるということの不合理について、行政はどのように思われるのか、お考えを示していただきたい。

中央政府での行政改革、例えば外郭団体、事業団の整理等は、決して他人事ではありません。逆にそうした考えこそが地方分権をおくらせていることは明らかです。市長の答弁を求めます。中央の行財政改革を先取りする改革こそ、地方分権を求める地方行政、議会の市民に対する使命でしょう。

次に、都市計画について。

本市の開発指導要綱は、今回の改定後も伝統を継承する形で、全国レベルとしても厳しい内容になっています。例えば、3,000平方メートル以

上の開発では、全国平均では3%の広さの緑地公園を造成することが義務づけられていますが、本市では5%の150平米の緑地が必要とされています。あるいは、500平米以上の開発については、4メートルの道路幅に0.9メートルの側溝が必要とされ、大阪府の側溝なし、泉佐野市の側溝0.7メートルと比べても厳しい内容となっています。

しかし、法の支配には限界があり、いつの時代にも網の中から魚が逃げ出すように、脱法行為すれすれの開発が行われます。近年もバブル経済の崩壊から大型開発は影を潜め、かわってミニ開発、つまり乱開発に近い開発の積み重ねによって、都市計画は破綻しかねない状況に陥っています。例えば、4.9メートルの道幅がない、あるいは取れないところでは、500平米以下に分断し、ミニ開発と称して許可申請をする。あるいは、もっと巧妙に土地を先に販売し、個人名で許可申請を出したり、またそのたびに建築業者を変えたりと、あの手この手を使ってきます。この開発方式には、大阪府が率先して便宜を図っているような節もあり、怒りを禁じ得ません。

こうした事態、都市計画の危機に際して、本市行政は手をこまねいて申請手続に許可を与えるしかないのか。これでは本市の都市計画ばかりではなく、環境、安全、福祉などが脅かされてきます。行きどまりの道路、避難所のない、幼児、児童のための緑地のない住宅地など、生活環境は劣悪をきわめます。本市の都市計画課としてのこうしたいわば違法開発に近い開発行為に対して、今後どのように対応されるのか、明快な答弁をいただきたい。また、大阪府に対しては断固たる態度をとっていただくことを要請しておきます。

次に、道路行政について。

空港関連事業に伴って樽井男里線などが暫定的に敷設されましたが、このことに伴う交通事情の悪化、交通事故の多発は、目に余るものがあります。6月議会での提案を受けて、5号踏切周辺の通行車両の数量測定などは行っていただきましたが、進捗状況をお聞かせ願います。また、この踏切の危険性について、一体行政はどのような認識を持っておられるのか、お聞きいたします。

また、りんくうタウンの埋め立て整備は7年完成の予定ですが、大里川河口地帯は全くコンクリートの瓦れきの山と化し、地域住民のための道路

整備も極めて不親切であり、浜保育所周辺の道路事情は、まさに人間の安全と福祉を無視した道路使用となっています。本市としての考え方をお示し願います。

また、幡代、馬場を通る南泉寺大師線の整備について、簡単な補修工事を行うとの発言がありましたが、今後を展望した拡張整備の面についての施策をお聞かせ願います。

第5、浸水対策について。

ことしの集中豪雨は、浸水対策の不備を如実に示しました。都市開発のもとでの空港関連道路やかつての国道26号線の整備に伴って、農水路や排水路が途中で寸断され、馬場などでは大きな被害が出ました。また、昨年度の大雨時の大苗代の海宮宮池からの浸水でも大きな被害が生じています。

問題は、都市化社会にあっていまだ整備されていない農水路を初めとして、堀口議員の指摘にあったような財政裏づけのない墓地開発、あるいは宅地開発による無計画な山林の伐採、今で言う生産緑地への道路建設時の排水路対策の不備などが、こうした洪水による被害を拡大していることは明らかです。7月初めの洪水被害を教訓にして、今後の都市開発に伴う自然の破壊を最小限にとどめ、破壊に伴う災害の発生を未然に食い止めるとともに、率先して田の治水機能の維持や生態系の保全に努めることが、さらにつけ加えるならば、田園都市を目指す、目指さないにかかわらず、美しい田園をまちの風景として明確に位置づけていくことが、今後の行政が担う大きな役割ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、現状の事業部産業経済課の小規模組織では、本市全体の農水路、排水路の掌握と効率化に向けての改善策を練る余裕はないように思います。多少の補充があったとしても、実際問題としては困難をきわめると思いますが、農水路の整備に絡む浸水対策についての今後の展望をお聞かせ願います。現状では、各水利組合に地域住民が協力する形で全市的な治水活動を繰り広げることが、一番現実的で近道ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

さて、樽井の低地の浸水については、今後は雨水幹線、下水道の布設による浸水防止策にまたざるを得ない地域もありますが、男里や馬場の村中や樽井の石神病院前の坂道沿いの側溝の洪水時の浸水などについては、例

えば有効な防止策は考えられると思いますが、打開策をお示し願います。

次に、ペーパーカンパニーについて。

世に丸投げという言葉があります。公共事業指名入札で落札された物件を、入札価格の1割とか1割5分とかの利益をピンハネしてそっくりそのまま他業者に売り抜けることを言います。これは、例えば「建設業者は、その請け負った工事を、如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。」という建設業法22条に違反しています。

まず、近年の本市の公共事業の中で、こうしたことがなかったか、あったとすれば、その件数をお示し願います。

次に、こうしたことが発生する土壌として、常勤の現場労働者も抱えず、またリース機械があるにせよ、自社の土木建築機械もほとんど持っていない土木建築業者の公共事業への参入ということが考えられますが、現在本市の入札に参加している業者の数と、次にどの程度こうした業者の実態、つまり社の機材と従業員数などを正確に把握できているかをお聞きいたします。

また、本市の指名業者になるには、4年間の歳月が要るわけですが、この間の実態調査が行われているのかどうかもお聞きいたします。例えば、事務所の登録はあるものの実際は人もいず、使用に付されてもいないとかについての調査がなされているのか、御答弁願います。

仮に、こうしたことが公然あるいは隠然と行われているとすれば、税の浪費ということでは済まされません。とりわけ財政危機の中での地域整備の遅滞が生じている現在、バブル時代の諸悪がそのままに是正も規制もされずに残されているとするならば、納税者の行政当局に対する不信と怒りはぬぐいがたいものとなります。さらに、そうしたことにより、下請業者、さらに孫請業者がほとんど利益を受け取れず、その結果、手抜き工事が頻発するとすれば、さらにゆゆしきこととなります。回り回って不利益をこうむるのは市民、生活者です。政官財による利権誘導型政治に右に倣えした地方の利権誘導型政治から、市民参加型政治への転換が求められている現在、地方行政は市民のための政治を今こそ開始していかなければなりません。

現在、契約検査課が人員不足から実態把握に努められていないとするならば、公共事業に年間数十億円が投下されている現状から、今後の対策と

して人員増強による実態調査に乗り出すことを提案いたします。

第7、環境問題について。

空港関連事業ということからか樫井川に総額2,000万円を投下して花壇がつけられました。以降、樽井男里線に植えられた生け垣と同様、植えた後だれが管理者なのか、放置されたままです。側道の生け垣などは完全に枯れてしまい、挙げ句の果てには犬のふんの山となっています。植栽後の管理責任はどこにもないのでしょくか。また、この費用に一体幾ら要したのかも明示していただきたいものです。

さて、旧来のコンクリート三面張りや海岸線、河川敷をことごとくコンクリートで固めるなどの愚劣さが、高度経済成長の終えんとともに明らかになったにもかかわらず、都市景観の整備、河川敷利用については、関連施策はとても貧しい状態にあります。

現在、一級河川については国が、二級河川については都道府県が管理者になっていますが、こういう枠組み自体のおかしさに行政担当者はそろそろ気づいていいのではないでしょくか。本市の両翼である樫井川と男里川は、府の施策に依拠するばかりで独自の施策を一向に出し得ない、この状況こそが第一に問題とされなければなりません。

管理者の問題、財源の問題、これこそ地方分権にかかわる本質的な問題であり、行政当局には、第1にこれからの地方主権時代を予感し、いかにして自己責任を持った地方政府を築いていくか、そのためのマスタープランをどう設計し、その財源的手当てをどのようにしていくかということを考え始めなければなりません。福田助役の答弁を求めます。

さて、私の手元に府の河川環境管理基本計画策定に当たってのアンケート調査用紙が府土木部河川課より送られてきました。平成5年の環境基本法、平成6年の環境政策大綱の策定に前後して、大阪府は平成5年、府下の川づくりのマスタープラン「リバーティフルおおさか」を策定し、今ようやく泉南地域河川環境管理基本計画をつくらうとしています。

男里川には年間150種を超える野鳥がその干潟に飛来し、数少ない自然環境での季節の移ろいを楽しんでいます。カニにしても、コメツキガニ、チゴガニ、ヤマトオサガニ、ハクセンシオマネキなどが生息しています。最近、少しふえつつある海洋植物も、もはや大阪湾ではここにしかいません。

このように環境保全施策を提案し、実施するためには、第一に実施調査から始めなければなりません。本市に市制がしかれてから数十年が経過していますが、こうした鳥類を初め、昆虫、甲殻類、爬虫類などの生物の実態調査が一度でも行われたことがあるのでしょうか。

こうしたことは、田園都市を目指す本市のマスタープランにもかかわることであり、本市でどのような生物が危機に直面しているかもわからないで、環境問題、つまり地球の危機を語れません。少なくとも環境衛生課にでも自然保護部門ぐらいは設置してはいかがでしょうか。河川環境と危機の時代の環境施策について、市長の基本的な考えをお示し願います。

また、6月議会で私が天神の森周辺の田園を保存し、松林と周辺景観の整備を提唱したことに対して、市長には同意していただきましたが、今海会寺付近にパチンコ店が建てられようとしています。海会寺、天神の森などは歴史的遺跡であり、日本の歴史が続く限り歴史的景観を考慮しつつ保存するのが我々の使命であると考えますが、これらの地域はともに準工業地帯に指定されています。こうした現状にあって、今まさにマスタープランの策定とともに都市計画の変更を行い、数々の文化遺産の保護と歴史的景観の整備を始めることが、市当局の責務であると考えます。市長の見解をお示し願います。

最後に、議員に当選させていただいた直後の3年前の定例議会で文化行政、特に公民館、文化ホールの運営についてお尋ねしました。本年3月議会でも、一般会計予算から地方交付金などの収入を除いた本市単費予算の1%、つまりほぼ1億円を文化行政に使えないものかと問いましたが、改めてそのことを向井市長にお尋ねいたします。

とりわけバブル経済の崩壊の後、本市の歴史的景観を踏まえた福祉センター、また埋蔵文化財センター、そして国体会場等の建設費用がかさみ、今200億円の起債を抱え、数々の予算削減策がとられている現状にあって、あえてこのことを質問します。なぜなら、新空港開港からより強い国際化、地方主権化、文化化といった時代の流れに対応するためにも、そして私たちの若い世代に腹の足しになる教養、知性、独創性を身につけてもらい、あすの本市を創造していくためにも、このことが不可欠だからです。

また、雄信公民館が文化財の倉庫になっているとの指摘から3年、新公民館の建設案も出されていますが、今ここで問題にしておかなければなら

ないことは、旧来の公民館制度でいいのかということです。公民館法では、館長以下事務職員の配置が義務づけられているわけですが、果たしていかに館長以下の事務職員を増強したところで効果は余り期待できないでしょう。なぜなら、今後の公民館は単に貸し館事業だけではなく、文化の伝播と創造、そして生涯教育を担えるものでなければならないからです。そのためには、各領域の専門家あるいはその道に秀でたボランティア活動家を配置、養成していかなければなりません。本庁で有能な事務職員でも、こと文化、生涯教育ということになると全くの素人であり、年間1,000万円の給与を受けても何も役に立たないでは、税の浪費になります。

ところで、文化ホール、公民館、図書館の館長のそれぞれの具体的役割は一体何なのか、また8時間の勤務時間に最大の効果を上げるべき職務が一体あるのかどうか、明らかにしていただきたい。もし各館が機能不全に陥ったまま社会教育施設としての役割と施策が明示できないのであるならば、これらの館を統合し、それこそ生涯学習に対する深い造詣と知見、そして情熱を持った職員を統合館長として配置し、そのあいた枠に専門職の主事、指導員の投入を図っていったらはいかがでしょうか。地方の行革の一環として、私はこのことを強く提唱いたします。

最後に、私は3月議会で文化事業の担当者については、洗練された知性、繊細な感性、柔軟な思考が要求されると述べましたが、今春採用され樽井公民館で自主事業を積極的に推進している公民館活動の経験者には、高く評価できるものがあるということをつけ加えておきます。

以上です。明瞭簡単な答弁をよろしく願いいたします。

副議長（市道貞二君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の議会議員に何を望むかという御質問でございますが、現行の地方自治制度では、議員、市長が直接選挙により選ばれ、ともに住民の代表機関たる地位に立っており、議会と市長がそれぞれ独立して権限を行使し、相互の牽制と均衡を通して適正な行政運営を図ることであるとされております。

地方自治法では、市長の専属的な権限としての予算の提案権、予算の執行、組織や定数の制定など認められており、政策の決定やその実施を任されているところでございます。一方、議会は行政の提案に対して賛成か反

対かを決定する政策決定機能と行政執行に対しての広範な監視権が認められており、権限の均衡と行政運営の適正化が図られているものであります。

このような法的な役割分担はあるものの、議員各位も私も泉南市民の福祉向上を願い、努力する気持ちは全く同じであり、その目的を追求するための施策等については、行政、議会のそれぞれの立場を尊重しながら議論を重ね、市民のための施策の実現に向けともに努力してまいりたいというふうに考えておりますので、この点を私といたしましては、当然私も含めて議会の皆さんとともに努力をしていくべきものであるというふうに考えております。

次に、行政改革等についての問題でございますが、行財政運営の基本方針は、最小の経費で最大の効果を上げることであり、事務事業に適応した組織、機構の見直し等を進め、計画的な人員配置を行うことにより、効率的で能率的な行政運営が可能になるものと考えております。

現在、本市では行政改革推進本部を設け、行政全般にわたった見直しを進めているところでございますので、今後とも議員の御指導、御鞭撻をよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

次に、河川環境の問題でございますけれども、河川は本来、流水を円滑に流下させ、そして災害の防止あるいは環境の保全を目的として整備されるものでございます。ただし、近年その機能的な分野はもちろんでございますが、その水辺環境を利用した周辺の整備、それらを組み合わせた整備が大きな課題となっております。

ただ、本市の場合に当てはめてみますと、まだ河川本来の整備そのものが随分おくられている河川もございます。これらについては災害防止の観点から、できるだけ早く早期の改修を要望しているところでございます。あわせて、既設の高水敷あるいは堤体周辺を利用したこれからの河川環境、水辺環境の創造についても、あわせて要望しているところでございます。

したがって、河川本来の目的はもとより、御指摘のような河川環境を利用した新しい水辺空間の創造ということにつきましては、私も議員と同様の立場でございますので、今後とも府管理河川につきましては、大阪府等に強く要望してまいりたいというふうに考えております。

それから、歴史的遺産の保護等についてでございますが、前回の天神の

森等の具体的な御指摘もございまして、それらについては都市における自然的な景観を保全するために、特に歴史的重要な遺跡など周辺の景観を十分配慮し、保存していくことが重要であると考えております。都市における自然的景観を維持し、樹林地等緑の保全を図るためにいろんな区域指定を行うことができますので、御指摘の天神の森等については、今後ともそれに向けて努力をしてまいりたいと考えております。

また、海会寺周辺につきましては、先ほど前任者の答弁にも申し上げましたけれども、パチンコ店等の出店がうわさされておりますけれども、これらについては今後その開発の状況等、具体になる中で本市としての対応を検討してまいりたいと考えております。

それから、文化予算についての問題でございしますが、従来から全国的にこの問題が議論され、いわゆる文化の1%という問題でございします。私もこの文化にある一定の予算を計上し、それらをもとにいろんな活動をするということは、望ましいことだというふうに考えております。

ただ、本市の財政状況等いろんな角度から考えますと、一気に大幅な基金あるいはそれらに対する支出を考慮するというのは、なかなか一遍にはいかない問題だというふうに考えております。したがって、今後はその趣旨に沿う形で、少しでも、わずかずつでもそういうことの予算等については、増額できるような形での検討をさせていただきたいというふうに考えております。

これ以外、多岐にわたりますけれども、それぞれの担当部署より御答弁を申し上げたいと存じます。

副議長（市道貞二君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 行政改革につきましてお答えいたします。

まず、市民にわかりやすい市役所の運営についてでございますが、市民にわかりやすい市役所の運営につきましては、平素から十分心がけているところでございます。市民の方が市役所に来られたときに、戸惑うことなく安心して用件を済ませていただくことが大切であり、そのためにも御指摘のとおり職員一人一人がネームプレートをつけ、責任と使命を持って仕事に携わっていただくことが重要であると認識しております。

今後につきましては、全職員に対しましてネームプレートを必ずつける

ようさらに徹底を図るとともに、できるだけ名前が判別しやすいよう改善等につきましても検討してまいりたいと、このように考えております。

続きまして、管理職、課長級の役割と使命についてでございますが、課長職にとりましては、課の業務を適正に執行し、市民の要請にこたえていく上で、管理監督者として常に部下職員に対し、指導、育成に心がけることが大切であると考えております。

また、係長や係員とそれぞれの機能を分担し合い、共通の目的を追求していけるよう協力していくことが大切であり、その意味におきましては、それぞれの行政能力が十分に発揮できるよう職場の雰囲気づくりに常に気を配っていかねばならないと考えております。また、その一方で、本人みずから日常業務や研修等を通じまして、行政能力の向上に心がけていくことが重要ではないかと思っております。

続きまして、市民のための政治、市民サービスの徹底についてでございますが、市民サービスの徹底につきましては、市民との応対の際には、いかなる状況下にあっても言葉遣いや態度等、十分心がけて応対する必要があります。しかしながら、時として一部の窓口で応対のまずさから、市民の方々からおしかりを受けるケースもあるのが事実でございます。

市役所に来られる市民の方々、特に余り市役所に来られる機会のない方などにとりましては、不安を抱きながら来られるのが一般的であろうかと思っております。そのような市民の立場を十分理解した上で応対することが大切であり、誠意をもって対応しなければならぬと存じております。今後とも市民サービスの徹底のため、職員のモラル、資質の向上を図るための研修等に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、職員の合理的配置についてでございますが、行政需要が量的、質的に増大し、複雑多様化していく中で、常に行政事務が適切に執行され、市民の要請に十分こたえていけるような組織づくりに努めなければならないと考えております。そのためには、限られた職員で最大の効果が上げられるよう合理的な職員配置を心がける必要があります、その意味において各部署の事務事業の内容等十分把握し、少数精鋭に徹するとともに、適材適所の職員配置に気を配りながら、人事の運営に取り組んでいかなければならないと考えております。

また、本市の庁舎外施設の館長を1人に集約してはどうかという御指摘

でございますが、体育館や図書館等の庁舎外施設は、おのこの固有の業務を持ち、またその施設の立地も市内に散在し、業務内容につきましても複雑多岐にわたっております。そのような中にありまして、市民の方々に対し、よりきめ細やかな対応をしていくためには、1人の管理監督者だけでは難しい点もあろうかと思えます。今後はこの問題につきましても、慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後に、係員不在のときの管理職のとるべき態度につきましてでございますが、日常業務におきましては、限られた係員の中で、係員全員が出張や会議等により不在のため、市民に御迷惑をおかけする場合があります。このような事態はできるだけ避けるよう努力する必要があり、またどうしても避けられない場合には、できるだけ迷惑のかからないよう管理職として最善をつくすことが大事であると思っております。

また、管理職みずからがこのような事態に備え、事務事業の執行状況等を常に把握に努めておくことが最も大切なことだと認識しております。

以上でございます。

副議長（市道貞二君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） 行政改革について、市民にわかりやすい市役所の運営というところで、案内についてということで御質問でございますので、お答えさせていただきたいと思えます。

現在、庁舎内には、1階玄関に1カ所、2階踊り場に1カ所、計2カ所の案内板を設けております。また、玄関受付ではお問い合わせに対して即お答えできるよう常時1名を配置し、案内等の運営を行っております。しかしながら、細部にわたりまして対応のおくれや不備があるのも事実でございますが、我々の基本的な考えは議員と全く同じでございます。総務課といたしましてもできる限り市民の皆様への御期待に沿うよう今後も努力いたしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長（市道貞二君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま北出議員の方から、河川環境問題につきまして御指名がございましたので、お答えさせていただきます。

質問の内容は、樫井川、男里川といった泉南市の両翼となる河川について、市独自として取り組めるような新しいシステム構築が必要ではないかというお尋ねではなかったかというふうに理解しておりますが、現在、法

律上、確かに二級河川というのは都道府県の管理ということになっております。私も十数年前に府の土木事務所に在籍しておりまして、その折河川管理等もやらしていただきましたけども、その当時思いましたのは、その管理と申しますのが、やはり治水という非常に狭い範囲の目的の中でされておったというふうに思っております。現在から考えますと、治水も大事でございますけれども、地域における河川というのは、私自身貴重な環境財産であるというふうに理解をしております。

こういった観点から、地域から見た河川のあり方を議論をいたしまして、新しい方向を出していくことは重要ではないかというふうに考えております。現に建設省あるいは府におきましても、かつてのコンクリート護岸一点張りではなしに、親水性を持った護岸をつくるといったような方向もだんだんと打ち出されておりました、これもやはり地域からの声が1つ実を結んだものではないか、1つの流れではないのかなというふうに思っております。樫井川、男里川等につきましても、こういった視点から管理者である府に対し、幅広い要望を行うとともに、河川の環境保全というものにつきまして、今後府と市の役割分担のあり方、新しいシステムのあり方について議論をしていくべきではないかというふうに考えております。

副議長（市道貞二君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 都市計画についての中の開発と開発指導要綱とその問題点ということで御答弁申し上げます。

御承知のとおり開発申請は、申請主義でございます。開発申請の敷地面積は、開発者の計画に基づいて決められ、事前協議が提出されます。事前協議が提出されれば、関係法並びに泉南市開発指導要綱に基づいて指導を行っております。

そのような中で適正な開発申請をしていただくために、開発区域を明確にすること、また開発者が開発区域に隣接して土地を所有している場合は、当該地の開発が完了し、1年を経過した後でなければ、新たに隣接地からの開発申請を受け付けないようにしております。さらに、申請時において不自然な申請については、正当な申請をするように指導をしております。

なお、これらの開発につきましても、今後とも大阪府と連携をとりながら、行政指導を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（市道貞二君） 山野事業部次長。

事業部次長（山野良太郎君） 道路行政につきまして3点ほど御質問があったと思いますので、お答えを申し上げます。

まず、1点目の府道鳥取吉見泉佐野線と交差をいたします樽井5号踏切の整備につきましては、当踏切部の幅員が5メートル50ということで交通量も多く、歩行者にとりましては満足のできる安全な空間でないということは、十分認識をしているところでございます。これまで道路管理者でございまして大阪府より南海電鉄と協議を行ったということは聞いておりますが、現状での拡幅は難しいというふうに承っております。

しかしながら、現在府道樽井男里線の供用開始に伴いまして、踏切の近接部に建設されました側道への交通の流れが新たに加わり、交通量の増加に伴いまして危険度が増したということの地元からの御指摘もございまして、そのことについても承知をしておりますので、交通実態を把握しております中で、今後大阪府並びに南海電鉄に対しまして、より一層の改善、踏切の拡幅改善、これに一層努力してもらいますように、粘り強く要望をしてみたいというふうに考えております。

次に、2点目の浜保育所周辺の道路事情についてでございますが、この御指摘の点も承知をいたしております。りんくうタウンの各施設の整備進捗度に応じまして、暫定的にも対応しなければならないというふうに考えております。利便性に配慮した交通規制あるいは誘導等についても、関係機関と協議の上、できるだけ改善に向け検討、努力をしてみたいというふうに考えております。

3点目の南泉寺大師線の件でございますけれども、この路線は、樽井地区の南泉寺前を起点として、馬場、幡代地区を通過して岡中地区の中心部に至る約2.6キロの市道でございまして、隣接地区4区を南北に通る生活道路となっております。この道路は、過半の区間におきまして幅員も狭隘で、かつ未舗装区間も相当あるというのが実情でございまして、地元地区からも拡幅改修の要望があるということの中で、私どもといたしましても当該路線の必要整備区間も相当な延長になるということでございます。市道の認定基準に整合するような構造での整備をする必要があるということは、十分思っております。

ただ、このような事業では関係権利者の御協力が不可欠でございまして、

また、予算的にもその裏づけが必要でございます。それらの点におきましても、関係方面と相談の上、調整、検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（市道貞二君） 油谷環境整備課長。

市民生活部次長兼環境整備課長（油谷宗春君） ただいま事業部の次長が答えいたしました。重複になると思いますが、樽井5号踏切の安全対策のその後の私どもの担当の法規制等にかかわることについて御答弁を申し上げたいと思います。

先般、樽井5号踏切付近の交通実態調査を実施いたしましたところ、その付近の交通状況につきましては、事故が起こり得る可能性が非常に高いことを認識いたしましたところであります。その調査結果を踏まえまして、早急に地元並びに関係機関と協議をし、車両の通行規制等安全対策を考えてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

副議長（市道貞二君） 北野下水道部次長。

下水道部次長兼施設課長（北野 勝君） 浸水対策についての御質問のうち、男里、樽井等の浸水対策について御答弁申し上げます。

低地帯の浸水対策といたしましては、都市計画道路樽井男里線に係る雨水幹線ではありますが、南海線の軌道敷の下を本年度より工事を行います。完成いたしますと、山手側と海側やりんくうタウンと接続されます。また、都市計画道路信達樽井線にも府道堺阪南線より海側については完成しており、一部取り込み口を工事発注する予定をいたしております。鋭意整備に努めてまいりたい所存でございます。

また、樽井地区等の低地帯の排水路は、浸水防除の機能を果たすために計画的かつ効率的に維持管理を実施することは、必要不可欠であることは認識しているところであります。施設の実態を十分に把握するとともに、今後適正な清掃や土砂のしゅんせつに努めてまいります。よろしくお願いをいたします。

副議長（市道貞二君） 西本産業経済課長。

事業部産業経済課長（西本 治君） 浸水対策についてお答えします。

このたびの豪雨では、馬場地区住民の方々に大変御迷惑をおかけしました。議員御指摘の国道26号線馬場前田池下の浸水については、建設省、大阪国道工事事務所と協議した結果、平成7年度中に延長7.5メートル、

幅0.95メートルの横断工の設置が決定いたしております。よって、今後はかなりの被害を未然に防ぐことができるものと考えております。また、途中で寸断されている箇所についても、今後大阪国道事務所と協議を行っていきたいと考えております。

それから、かんがい用水路の整備につきましては、各水利組合からの要望を聞き、年次的に整備を行っておりますが、不十分な点も見受けられることから、今後一層地元水利組合と協力しながら、良好な管理に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

副議長（市道貞二君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） それでは、北出議員さんから2点ほど御質問がございましたので、内容等について御説明させていただきます。

丸投げの実態の把握についてということなんですけれども、一括下請負につきましては、建設業法22条で禁止されている行為でございます。本市におきましては、そのような事実、実態がないというふうに考えております。

2点目のペーパーカンパニーについて、その実態の把握についてでございますが、本市の指名業者としまして登録しています市内業者は、建築につきましては52社、土木につきましては80社ございます。実態の把握につきましては、参加資格審査の際におきまして、関係書類の具備について確認しているところでございます。

以上でございます。

副議長（市道貞二君） 山内教育総務部長。簡潔にやって下さい。

教育総務部長（山内 洋君） 時間がございませんので、議員御提案の文化行政に対することも含めましてお答えいたしたいと思っております。

私を初め公民館、文化ホール、図書館の管理職に対する役割とは何かという御質問でございますが、まず施設の管理及び職員を統括して事業を進めるということが基本でございますけれども、やはり市民と文化について語れる、芸術について論議ができる管理職でなければならないというふうに考えてございます。これからもいろんな機会に参加をいたしまして、研さんを積んでいきたいというふうに考えてございます。

また、御提案の統合館長とかの件につきましては、行革とも関連のある

ことでございますので、十分な検討をして、スリムで機能的な機構を考えたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

副議長（市道貞二君） 以上で北出議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、あす26日午前10時より本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道貞二君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明26日午前10時より本会議を継続開議することに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

午後4時53分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 重 里 勉

大阪府泉南市議会副議長 市 道 貞 二

大阪府泉南市議会議員 藪 野 勤

大阪府泉南市議会議員 松 本 雪 美